

令和6年度

教育に関する事務の管理及び
執行状況の点検及び評価報告書

令和7年3月

吉岡町教育委員会

はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき、教育委員会は、毎年、教育に関する学識経験者の知見を活用し、事務の管理及び執行状況の点検・評価を行い、報告書を作成して議会に提出するとともに、公表することになっています。

吉岡町教育委員会では、昨年度に引き続き、点検・評価の実施方針を定め、令和4年度の教育行政方針に基づく主要施策・事業と教育委員会の活動状況について点検・評価することとし、その結果を本報告書にまとめました。

なお、この点検・評価は概ね令和7年2月中における各施策・事業の実施状況に関するものです。決算及び成果説明については、例年どおり9月の定例町議会に提出する令和6年度吉岡町決算書をもって報告することを付記しておきます。

令和7年3月24日
吉岡町教育委員会

目次

I 点検・評価の概要	2
II 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の実施方針	3
III 令和6年度 吉岡町教育委員会教育行政方針	5
IV 令和6年度 教育に関する事務の点検及び評価一覧表	15
V 点検・評価委員の指導・助言事項	32

I 点検・評価の概要

(1) 点検評価の対象及び方法

令和6年度点検評価では、令和6年度の教育委員会の活動及び「令和6年度教育行政方針」に位置付けられた主な施策・事業を対象に評価を行いました。

点検・評価に当たっては、昨年度と同様の方式とし、各施策・事業の目的・内容・効果と問題点を検討・評価しました。点検・評価の在り方や具体的な方法・形式などについては、今後も引き続き検討し、改善を図っていきたいと考えています。

(2) 学識経験者の意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定では、点検評価の実施に当たっては教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされています。

令和6年度点検評価では、点検評価委員として、昨年度に引き続き立見康彦先生のご指導をいただきました。立見先生は平成17年度から平成19年度まで吉岡町立吉岡中学校校長を、また平成24・25年度には群馬県中学校長会長を歴任し、平成26年3月に退職されたのちは、群馬大学共同教育学部大学院教育学研究科客員教授として従事され、群馬県退職校長会長を務めるなど、群馬県及び吉岡町の教育行政に識見ある先生であります。意見についてはV点検評価委員の指導・助言事項として掲載されています。

この度は、ご多忙のなか、懇切丁寧なご指導を賜りましたことに深く感謝申し上げます。

Ⅱ 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の実施方針

令和6年4月24日
吉岡町教育委員会

1. 趣旨

この実施方針は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「法」という。）第26条の規定に基づき、吉岡町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について定める。

2. 点検・評価の対象及び実施時期

- (1) 点検・評価の対象は、毎年度策定する「吉岡町教育行政方針」に基づく主要施策・事業及び教育委員会の活動状況とする。
- (2) 点検・評価は、施策・事業の進捗状況を総括し、課題を明らかにして次年度の取組みに資するため、毎年1回実施する。

3. 資料の整理

点検・評価に資するため、教育委員会事務局は必要な資料を整理する。

4. 点検・評価の実施方法

- (1) 教育委員会は、施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、法第26条第2項に定める教育に関する学識経験者の知見を得て、教育委員会において点検・評価を行う。
- (2) 学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「教育事務点検・評価委員」を設置する。
 - ①「教育事務点検・評価委員」は、教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。
 - ②委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- (3) 教育委員会は、点検・評価の結果に関する報告書を作成し、これを吉岡町議会へ提出するとともに、公表する。

5. 点検・評価の対象とする施策・事業（74事業）

I. 学校教育の充実

(1) 学校教育環境の整備

- ①学校教育施設の整備・充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3事業
- ②ICT環境の整備と充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1事業
- ③学校運営協議会の充実と地域に開かれた学校づくり・・・・・・・・・・ 3事業

(2) 確かな学力の定着を図る学校教育の推進

- ①ICT環境を活用した新しい時代の教育の実践・・・・・・・・・・・・・・ 3事業
- ②きめ細かな指導の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1事業
- ③特別支援教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3事業
- ④読書活動の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1事業
- ⑤英語教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1事業

(3) 豊かな人間性と健やかな身体を培う教育の推進

- ①基本的な生活習慣の確立と感染症対策の徹底・・・・・・・・・・・・・・ 1事業
- ②豊かな心と規範意識を身に付けた児童・生徒の育成・・・・・・・・・・ 2事業
- ③福祉教育・環境教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2事業
- ④食育活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1事業
- ⑤安全教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2事業
- ⑥キャリア教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1事業

(4) 子どもたちの健やかな成長を支援する取組

- ①心の安定を図る支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9事業
- ②保護者負担の軽減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8事業

(5) 学校運営への支援と施策

- ①校務負担軽減のための支援と施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3事業
- ②教職員の指導力の向上と服務規律の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1事業

- (6) 幼児教育との連携
 - ①幼児教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2事業
- II. 生涯学習・社会教育の推進
 - (1) 生涯学習の充実
 - ①文化センター施設・設備の改修・改善・・・・・・・・・・ 1事業
 - ②住民参加の学習講座の開設・・・・・・・・・・・・・・・・ 1事業
 - ③文化センターの活用推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 1事業
 - ④自主グループの育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1事業
 - (2) 地域社会の変化に対応する社会教育の推進
 - ①各年齢層に対応した学習機会の提供・・・・・・・・・・ 5事業
 - ②図書館活動の充実と読書推進・・・・・・・・・・・・ 2事業
 - ③社会教育活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2事業
 - (3) 青少年健全育成の推進
 - ①青少年活動と地域が支える健全育成・・・・・・・・・・ 4事業
 - (4) 人権教育の推進
 - ①人権教育啓発資料の作成と学習機会の提供・・・・・・・・ 1事業
- III. 文化・スポーツ
 - (1) 伝統文化の保存と活用
 - ①文化財の保護と活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2事業
 - (2) 芸術・文化の振興
 - ①芸術・文化活動の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2事業
 - (3) 生涯スポーツの振興
 - ①スポーツ・レクリエーション活動の推進・・・・・・・・ 2事業
 - ②スポーツ施設の整備・維持管理・・・・・・・・・・・・ 2事業

※根拠法令「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(参考)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

Ⅲ 令和6年度 吉岡町教育委員会教育行政方針

1. 基本理念

吉岡町教育行政方針は、吉岡町教育大綱に掲げた以下の基本理念に則り、項目ごとに町教育委員会が単年度に取り組み施策を計画し具現化するものです。

- 優れた知性や豊かな人間性はもとより、答えが一つに定まらない社会において課題解決に向けて自ら考え、多様な人々と協働することなど、予測困難な社会を主体的に生き抜く力を身に付け、新たな価値を創造できる、心身ともにたくましい人材を育成します。
- 住民一人ひとりが、生涯を通じて、多様な人々と連携・協働しながら、自らの個性や能力を生かして、いきいきとした人生を築くため、自らの意思で学び続けられる「学びの環境づくり」を進めます。

2. 基本方針

(1) 学校教育の充実

将来のまちづくりを担う子どもたち一人ひとりが輝き、健やかに成長できるよう、学校・家庭・地域社会の連携・協力のもと、多様な学習活動を進めるとともに、導入した ICT 機器の活用を図ることにより、基礎的・基本的な知識や技能を習得し、自ら課題を解決する力を育む学校教育の充実をめざします。

(2) 生涯学習・社会教育の推進

住民のニーズに応じた学習機会を提供するとともに、その学習の成果を生かすことができる社会教育活動を推進します。

(3) 文化・スポーツの振興

町の歴史・伝統文化の保全と活用を図るとともに、住民が生涯を通じて気軽に文化・芸術やスポーツ・レクリエーションを楽しみ、交流することにより、体力の向上や文化・スポーツ活動の推進に取り組みます。

第6次吉岡町総合計画 2022～2031 思いを紡ぎ、未来につなげる まちづくり 吉岡	
《基本構想》	《施策の大綱・体系》
紡ぐ1 すべての住民に優しい健康・福祉施策の充実 紡ぐ2 「学びのまち・吉岡」の推進 紡ぐ3 次世代につなげる生活環境の充実 紡ぐ4 地域産業の持続的発展支援 紡ぐ5 緊急時対応への備えの充実 紡ぐ6 将来を見据えた行財政運営の推進	紡ぐ2▶①学校教育の充実 紡ぐ2▶②生涯学習・スポーツ・文化活動の推進 紡ぐ3▶③多文化共生社会の実現

令和6年度 吉岡町教育行政重点施策・事業

吉岡町では、『第3期吉岡町教育振興基本計画』(令和4年度～令和8年度)に掲げる施策・主な取組に基づき、『令和6年度 吉岡町教育行政方針』を定め、実施します。

1 学校教育の充実

(1) 学校教育環境の整備

① 学校教育施設の整備・充実

個別施設計画や増加傾向にある児童・生徒数の動向等を踏まえ、より快適な学校生活環境の実現のため、教育施設の整備や維持補修に努めます。また、老朽化した学校給食センターの建て替えに向けた取組を着実に進めます。

○1 計画的な学校施設整備

・吉岡中学校校庭拡張工事

用地買収を行い、令和5年度に完了した設計を基に、校庭拡張工事を行う。これにより、生徒数増加に伴う校舎増築で狭くなってしまった校庭を拡げ、生徒の運動・活動環境の改善を図る。

・駒寄小学校校庭拡張に伴う事業

児童数増加に伴い手狭になっている校庭の拡張を行う事業。令和6年度に開発申請の業務委託を行い、併せて設計業務委託を行う。

・明治地区忠霊塔駐車場補修工事

明治小学校保護者等も利用している砂利駐車場の凹凸が目立つようになってきたことから、その修繕を行う工事を実施し、利用者の安全と利便性の向上を図る。

○2 新たな学校給食調理施設整備の推進

吉岡町に適した学校給食調理施設の整備に向け、施設内容・施設規模など検討を行い基本計画策定に向け取り組む。

○3 安心安全な学校教育環境づくり

通学路における危険箇所の点検調査を実施し、交通安全プログラムの作成に関与する。また、小学校に見守り指導員を1人増員し、児童の安全を確保するとともに、学校外で児童・生徒を見守り、安全を確保する地域ボランティア活動や安全協力の家の依頼など、地域との連携に取り組む。

② ICT環境の整備と充実

国のGIGAスクール構想に連動した吉岡町の「HiBALIプラン」※を常にバージョンアップするために、活用の現状と将来を見通しながらICT機器や学習支援ソフトの計画的な整備・更新を進めます。

授業や家庭学習においてICT環境を日常的に活用することで、小中学校における「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現します。

※**Hill-town Basis toward the Active Learning Innovation**=『主体的・対話的で深い学びの改革に向けた丘の手タウン吉岡町の教育基本構想』

○4 HiBALIプランによるICT環境整備・更新

吉岡町の「学校教育推進計画HiBALIプラン」に基づき、授業等で効果的な活用が図れるようICT環境整備の更なる改善を進める。

③ 学校運営協議会の充実と地域に開かれた学校づくり

「吉岡町学校運営協議会」を充実・活性化させ、協議会での議論を各学校の運営に生かせるようにするとともに、「地域学校協働センター」の活動の充実を図ります。

○5 学校運営協議会の設置・運営

中学校区全体で教育活動の更なる充実と学校運営の評価や改善を図るため、学校運営協議会を運営する。

○6 地域学校協働センターの活動支援

幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核

とした地域づくり」を目指し、地域と学校が相互に連携・協働して活動する「地域学校協働センター」の活動支援を行う。

○7 地域ボランティアの協力による学習活動の充実

学校の教育活動及び児童・生徒の体験活動の充実に向け、各学校を巡回できる「地域学校協働活動推進員」を配置し、各種地域ボランティアの効果的かつ積極的な活用を図る。

(2) 確かな学力の定着を図る学校教育の推進

① ICT環境を活用した新しい時代の教育の実践

整備されたICT環境を活用して学習意欲の向上を図るとともに、意見・考えの交流や学習内容の自己確認、個々の理解度を知ることができるようにします。また、児童・生徒がそれぞれの学習進度に合わせた学習を自ら実行できるよう学習支援ソフトの活用を図ります。

○8 「考えて行動できる人」の育成

「HiBALIプラン」のバージョンアップによる教職員の意識改革と授業改善、保護者や地域、民間事業者との連携・協力を通して、「考えて行動できる人」を育てる。

○9 授業等での効果的かつ積極的な活用とICT支援員の継続配置

ICT環境に適合した授業支援を図るため、「HiBALIプラン」を「4.0」にバージョンアップし、デジタル教科書や学習支援ソフトの更なる効果的活用を図る。また、教員がICTを活用した授業等をスムーズに行なえるよう学校での教員のICT活用をサポートするICT支援員を継続配置する。

○10 GIGA スクール運営支援センターの設置及び運営

教育情報セキュリティポリシーの整備と個人情報保護の徹底、校務支援システムのフルクラウド化、教育データの分析・利活用などの取り組みを民間事業者と連携しながら推進し、ICT教育の安定的かつ継続的な運用を図る。

② きめ細かな指導の実現

「きめ細かな指導」を実現するため、児童生徒一人ひとりに指導が行き届くようマイタウンティーチャーを配置します。

○11 マイタウンティーチャー・教科指導講師による「個別最適な学び」への支援

「個別最適な学び」の充実のために、マイタウンティーチャー・教科指導講師を配置する。

③ 特別支援教育の充実

障がいがある子どもに対し、個別の教育的ニーズに応じて幼児期から義務教育終了までの一貫した適切な指導や支援を行うため、保育所・認定こども園・小中学校・関係行政機関との連携を図ります。

また、小中学校において対象者に適切な支援を行うため、特別支援学級に学習や学校生活の補助を行う学級補助員を配置します。

○12 教育支援委員会の開催

障がいがある子どもに対して、幼児期から義務教育修了まで一貫した支援ができるよう、教育支援委員会を開催する。

○13 学級補助員の配置による学級支援

特別支援学級の児童生徒(知的障がい、情緒障がい、肢体不自由、病弱等)一人一人に応じた個別な支援を行うため、学級担任の補助を行う特別支援学級補助員を配置する。

○14 通級指導の充実(制度外通級を含む)

言語障がいやLD/ADHD等の児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を行うため、県費による通級指導教室のほか、早期対応の重要性から未就学児童を対象として制度外の通級指導を実施する。

④ 読書活動の充実

学校図書館資料の充実を図るとともに、各学校の読書活動と図書館利用が一層活発になるよう学校図書司書補助員を配置します。

○15 学校図書司書補助員の配置と司書教諭との連携

図書室の利用推進を図るため、学校図書の整理や図書室の運営補助を行う学校図書司書補助員を配置し、司書教諭とともに図書室の利用推進と児童生徒の読書活動の活性化を図る。

⑤ 英語教育の推進

語学学習や国際理解教育を進めることを目的として、英語を母国語または公用語とするALT(外国語指導助手)を各校に1人ずつ配置します。

また、小学校中学年の「外国語活動」や低学年の課外で実施する『英語に親しむ活動』において担任が行う授業を補助するため、英語に堪能な日本人の外国語活動指導助手を配置します。

○16 ALT・外国語活動指導補助員の配置

日本人教師を補佐し、英語を母国語又は公用語とする生きた英語を子どもたちに伝えるALT(外国語指導助手)を引き続き配置し、コミュニケーション能力の向上と国際理解や異文化理解を進め、国際感覚を身に付けた児童生徒の育成を図る。

小学校における外国語活動の授業をきめ細かく行うことを目指し、主に低学年と一部中学年において担任が行う授業を補助する日本人の外国語活動指導補助員を配置する。

(3) 豊かな人間性と健やかな身体を培う教育の推進

① 基本的な生活習慣の確立と感染症対策の徹底

早寝早起き朝ごはんなど基本的な生活習慣の確立を図り、学校保健充実のための条件整備を進めます。各種感染症への罹患や食中毒を防止するため、手洗いや手指の消毒を習慣化するとともに、自らの体調の管理や感染防止対応能力の向上を図るとともに、学習環境における感染症対策を徹底するため物的・人的支援を行います。

○17 学校保健指導・衛生管理・新型コロナ感染症対策への新たな対応

学校保健指導の充実を図るとともに感染症対策については、国や県からの通知や要請、また、学校における感染状況なども考慮し、適切に対応する。

② 豊かな心と規範意識を身に付けた児童・生徒の育成

「特別の教科 道徳」をはじめ各教科の授業や特別活動など全ての教育活動を通じて、思いやりのある心・感動する心をもち、物事を自ら正しく判断・行動することのできる児童・生徒の育成を目指します。

また、教職員自らが人権感覚を磨くとともに、児童・生徒が日常の学校生活や人権週間を通して人権尊重の精神を身に付けることにより、暴力やいじめを許さない学校づくりに努めます。

○18 道徳教育・人権教育の充実

人権尊重の精神の一層の普及を図るとともに、規範意識を育む教育に取り組む。

○19 いじめを許さない心を育む教育の推進といじめ問題への対応

国の「いじめ防止対策推進法」、「吉岡町いじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」に対する教職員の理解を深め、児童生徒自らがいじめに関する課題を「提起」し、「考え」、「取り組む」ことのできる授業などを行う。また、各学校はいじめを積極的に認知し、各種方針に沿って解決に向け組織的に取り組む。

③ 福祉教育・環境教育の推進

障がいに対する教職員の理解を深めるとともに、児童・生徒が高齢者や障がいのある人への理解を深められるよう福祉教育を進めます。

また、自然体験活動などに参加できる機会を設け、奉仕的な活動を大切にすることを学ばせるとともに、ごみの分別やリサイクルなどの身近な環境問題に関する理解を深め、自己有用感の向上と持続可能な社会を生きることについて考えようとする態度を育てます。

○20 障害平等研修(DET)による教職員の障がいに対する実践力の向上

令和4年度に町立学校全教職員を対象に実施した障害平等研修(DET)を踏まえ、「障害」を生み出す環境や制度、人間関係についての理解を深めた事を児童・生徒への指導に生かす。

○21 環境教育の推進

町のゼロカーボンシティ宣言に則り、道路や校舎内外の清掃活動、植物の栽培や、各教科等の学習を

通して、環境問題の現状についての理解を促し、環境保全・改善に努力する態度を身に付けた児童・生徒を育成する。

④ 食育活動の推進

吉岡町健康づくり計画をふまえ、学校給食センター、栄養教諭と学校・関係機関の連携を図り、児童・生徒及び保護者に対する啓発等の食育活動を推進します。

○22 栄養教諭等を中心とした食育教育の推進

栄養教諭を中心とし、学校給食における地場産物の食に関する指導及び地場産物の使用割合の向上などに取り組み、フードロスなど SDGsに配慮した食育の推進を図る。

⑤ 安全教育の推進

登下校時をはじめ、生活のあらゆる場面で、『自分の安全は自分で守る』という意識を深め、必要や知識と技術を身に付けられるよう、交通安全・防犯・防災教育の充実に努めます。

併せて、小学校に見守り指導員を配置し児童の安全を確保するとともに、学校外で児童・生徒を見守り、安全を確保する地域ボランティア活動や安全協力の家の依頼など、地域との協力を図ります。

○23 交通安全教育・防災教育の充実

自分の安全は自分で守るという意識を深めるとともに、必要な知識と技術を身につけられるよう、関係機関とも協力して交通安全・防災教育の充実に努める。

○24 児童生徒の暴力被害防止の取組

児童生徒が、「いじめ」「痴漢」「虐待」「性暴力」などの様々な暴力から自分を守るための人権教育プログラム(CAP(Child Assault Prevention)プログラム)の教職員向け研修を実施する。

⑥ キャリア教育の充実

小学校から中学校までの9年間の自分を見つめるためのキャリアパスポートの効果的な活用を進めるとともに、生徒が自らの将来を考え、適切な進路選択ができるよう職業に関する学習の充実など、「キャリア教育」の推進を図ります。

○25 キャリアパスポートの活用によるキャリア教育の充実

生徒が自らの将来を考え、夢や希望を持ち、進路意識を高めるよう指導する。

(4) 子どもたちの健やかな成長を支援する取組

① 心の安定を図る支援の充実

学校では、スクールカウンセラーを活用した相談体制の整備や児童生徒が自己肯定感を高める教育活動を展開するとともに、自らの辛さ・悩みを他に伝えやすい環境づくりや自殺予防対策としてSOSの出し方教育を行うなど、全ての子どもが楽しく健全に成長できるような取組を進めます。不登校対策の更なる充実、ヤングケアラーへの支援、家庭における虐待の防止等、子どもが安心して学習できる環境づくりを進めるため、関係機関等と連携した取組を行います。

○26 教育相談体制の充実

必要とする児童生徒の保護者からの相談に応じられるよう、町費を追加してスクールカウンセラーを各校とも週1日常駐する体制を継続する。

○27 教育支援センター「ふれあい教室」の運営

不登校児童生徒の学校生活への復帰を支援するため、教育支援センター「ふれあい教室」を設置する。

○28 教育支援センター「ひばりの家」の運営

学校に通うことを第一目標とせず、不登校傾向の児童生徒が家庭から一歩踏み出し、同じ悩みをかかえる者同士の交流や、自分の話を傾聴してくれる大人や興味を共有できる人などのとの出会いや経験の場となる新たな居場所「ひばりの家」を新設する。

○29 Y' ODS(吉岡オーブドアサポート事業)の充実

担任・担当教師らとの円滑な連携のもと、不登校傾向の児童生徒に対し、家庭訪問などを通して児童生徒や保護者とのコミュニケーションをとるなど、家庭と学校をつなぐ役割を担う事業を推進する。

○30 放課後見守り教室・吉中生放課後自習室事業への支援

町地域学校協働センターの取り組みとして、放課後の児童の居場所づくりを主目的とした「放課後見守り教室」を行う。また、中学生の自主学習の場を提供し支援する「吉中生放課後自習室」を引き続き実施する。

○31 児童虐待防止対策の推進

町福祉部局等関係機関と連携し、虐待防止に向けた周知啓発と対策に取り組む。

○32 自殺防止対策の推進

職員向けに行った「ゲートキーパー養成講座」研修の知見を生かすとともに、「いのち支える吉岡町自殺防止対策行動計画」に基づき、「SOS の出し方に関する教育」を推進する。

○33 ヤングケアラー問題への取り組み

町福祉部局との連携を図りつつ、文部科学省からの指導などを参考に「ヤングケアラーの社会的認知の向上」や「児童生徒のヤングケアラー実態把握」など、町教育委員会としてできる取組を進める。

○34 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用

いじめや不登校などの未然防止、早期発見・早期対応や教職員の相談能力向上のために、本人の抱える心の問題を改善・解決していく心理の専門家「スクールカウンセラー」や、問題を抱える児童生徒を取り巻く環境への働きかけや関係機関との連携調整などを行う「スクールソーシャルワーカー」の効果的な活用を図る。

② 保護者負担の軽減

準要保護児童生徒への就学援助や特別支援学級就学援助費、特別支援学校就学援助費等、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者や障がいのある児童生徒がいる世帯の経済的負担を軽減するための取組を実施します。

また、給食費の一部補助や学習支援ソフト使用料の町負担等、町立学校に通う児童生徒の保護者の教育費の負担軽減に取り組めます。

○35 経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対する支援

経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校生活に必要な費用の一部を援助する。

○36 生理の貧困対策

経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、生理の貧困対策として、生理用品等購入費補助事業(R7 年度までの時限措置)を実施する。
学校内での生理用品の配布の方法について、引き続き検討する。

○37 障がいのある児童生徒がいる世帯に対する支援

通学等に係る保護者の経済的負担軽減特別支援教育の普及奨励を図ることを目的として、吉岡町に住所を有し町外の特別支援学校小学部又は中学部に在学する児童生徒の保護者に対し援助費を支給する。

○38 全児童生徒に対する給食費の一部助成

学校給食費の一部を町の一般会計から学校給食事業特別会計へ繰り出すことにより、全児童生徒の保護者負担の軽減と学校給食の充実を図る。また、近年の物価高騰に伴う食材費の値上げ分を一般会計から学校給食特別会計へ繰り出すことにより、美味しく質の高い安定した給食の提供に務める。

○39 学校給食費一部無償化事業(第3子以降給食費無料化)の実施

兄弟姉妹の年長者を高校生まで(18歳に達する日以後の3月31日までの間)に拡充し、同一世帯で3人以上養育している人を対象に、第3子以降の給食費の無料化を実施する。

○40 自転車通学生徒等に対するヘルメット購入費用助成

自転車通学及び自転車での部活動遠征をする生徒の安全を確保するため、自転車通学者用ヘルメットの購入に要する経費の一部補助を実施する。

○41 通学バスの運行

上野原地区に居住し、町立小中学校に通学する児童・生徒の通学の利便性を向上させることを目的と

して通学バスを運行する。また通学バス使用料の無料化を検討する。

○42 部活動全国大会等出場補助

保護者負担の軽減を目的として、中学校部活動で県大会等へ出場する際の経費等を補助する。

(5) 学校運営への支援

① 校務負担軽減のための支援と施策

教職員の多忙化解消の観点から教職員の事務をサポートする町費職員を配置するとともに、教員の働き方改革等を踏まえた部活動の今後の在り方について検討し、地域社会と連携した取組を進められるよう準備を始めます。

休日の中学校部活動について地域移行への仕組みづくりに向けた検討を行います。

○43 学校支援員(事務補助員、検診等補助員、公仕等)の配置

学校事務補助員や検診等補助員、公仕等を配置し、学校教職員の多忙化解消に取り組む。

○44 部活動指導員の活用とスポーツエキスパート事業の実施

運動部活動を指導する教員を支援する「部活動指導員」の活用を図るとともに、専門的な技能と経験を持つ外部指導者を活用したスポーツエキスパート事業を実施する。

○45 休日部活動の段階的な地域移行に向けた取り組み

国の「学校部活動及び新たな地域クラブの在り方等に関する総合的なガイドライン」を基に、「吉岡町休日部活動の段階的な地域移行推進計画」に則り、「思いを紡ぎ、未来に繋げる地域移行(まちづくり)」を実現すべく、段階的な地域移行を推進する。

② 教職員の指導力の向上と服務規律の確保

学力向上のための授業改善の研究や教育相談の理論と技法の修得などを進めるとともに、変化する教育課題に柔軟に対応できる資質を高めるため、町立小中学校教職員の全体研修会などを実施します。

また、教職員は信頼される学校づくりの基盤であることを意識するとともに、教職員が「吉岡町の職員である」という自覚を持ち続けられるよう、月例の校長会等で毎回確認しあうなど、服務規律の保持に努めます。

○46 吉岡町教育研究所活動の推進と教職員の服務規律の確保

吉岡町教職員の資質向上を図るため、HiBALIプラン4.0の内容に基づく実践的な研究・協議を行うとともに、教職員の服務規律の保持に努める。

(6) 幼児教育との連携

① 幼児教育との連携

幼児が小学校に就学するにあたり学校生活にスムーズに適応できるよう、保育所・認定こども園、小学校と中学校の適切な連携を図ります。

○47 子育て支援ファイル『わが子と歩む』の活用

就学相談・就学指導を行う際に、子育て支援ファイルを活用する。

○48 保育園及び幼稚園・認定こども園と小学校との連携

県のコンサルテーション事業を活用し、保育園、幼稚園などを訪問して、保育士や幼稚園の先生たちの相談を受け、支援の方法などを考える。

I. 2 生涯学習・社会教育の推進

(1) 生涯学習の充実

① 文化センター施設・設備の改修・改善

文化センターは施設・設備の老朽化が進み、修繕や改善を必要とする箇所が年々増加していることから、個別施設計画に基づき、計画的な維持補修を進めます。

○49 計画的な施設整備

個別施設計画に基づき、文化センターの維持管理及び計画的な施設整備を進めるとともに段階的に

トイレの洋式化を実施する。

② 住民参加の学習講座の開設

地域人材の知識や技術を生かした講座を開設して、地域住民の受講を募ることにより、教えることや学ぶことを通して、生きがいづくりを推進し、併せて学習機会の拡充と人材の育成活用を図ります。

○50 よしおか手作り講座の開設

公募した一般住民講師による講座開設と自主的な運営により、教える事や学ぶ事から生まれる生きがいづくりを推進し、併せて学習機会の拡充と人材の育成活用を図る。

③ 文化センターの活用推進

芸術文化に関する住民ニーズに応じた芸術鑑賞ができる場であるとともに、文化協会をはじめ各種文化サークルが活動の成果を発表する場でもある文化センターの活用を図ります。

○51 自主事業の充実

世代を問わず親しみやすい事業を行うことにより、舞台芸術の普及や伝統文化の継承・発展及び地域文化の醸成を図る。

④ 自主グループの育成

住民が生涯にわたって学びをはじめとしたさまざまな取組を進められるよう、各種教室講座などの参加者をもとにした自主グループの育成を図ります。

○52 各種講座をベースとしたグループの育成支援

手作り講座や一般教養講座の参加者の意向を踏まえ、自主グループの育成を支援する。

(2) 地域社会の変化に対応する社会教育の推進

① 各年齢層に対応した学習機会の提供

子どもから高齢者まで各年代を対象にした魅力ある講座や地域活動等に生かすことができる教室などを企画し、広く住民に対し学習機会を提供します。

○53 子育て教室『わくわく遊び』の実施

乳幼児・未就学児とその保護者が参加できる教室を開催し、子どもの社会性を養うと共に、親同士の情報交換や悩み相談の場としても活用する。

○54 子ども向け及び親子体験講座の開催

幼児児童の知的好奇心を刺激するとともに、子どもの居場所づくりを目的として、子ども向け及び親子体験講座等を開催する。

○55 高齢者向け教養講座(エナジーカレッジ)の開催

高齢者に対して、教養の向上や健康増進等、社会生活やまちづくり活動に役立つ機会をより多く提供することを目的に、高齢者向け教養講座事業を実施する。

○56 公民館主催による教養講座の充実

住民の学習ニーズに即し、教養の向上や健康増進等を図る機会を提供する。

○57 家庭教育学習機会の提供

家庭の教育力を高めるため、学校のPTA 組織や婦人会、町子育て部局とも連携し、親への学びの機会を提供する。

② 図書館活動の充実と読書推進

図書館活動の充実を図るとともに図書館ボランティアの協力による読み聞かせなどの読書推進活動を進めます。

○58 読書推進活動の充実

「吉岡町子ども読書活動推進計画(第2次)」に沿い、ブックスタート事業や読み聞かせなどの読書推進活動を行うとともに、図書館通帳の普及促進活動に取り組む。

○59 図書館ボランティアへの支援

読み聞かせやブックスタート等の事業を行っている図書館ボランティアの活動を支援する。

③ 社会教育活動の推進

地域の課題解決や地域の活性化、住民の絆づくりにつなげるとともに、個人のニーズや社会の要請にこたえ地域住民一人一人が持つ資質や能力を高めることができる社会教育活動の推進に取り組みます。

○60 社会教育委員活動の充実

町の社会教育を担う社会教育委員活動の充実を図る。

○61 社会教育主事資格の取得促進

地域の社会教育事業の企画・実施及び専門的な助言と指導を通し、地域住民の学習活動の支援を行う社会教育主事を養成する。

(3) 青少年健全育成の推進

① 青少年活動と地域が支える健全育成

地域の催しへのボランティア参加を推奨するとともに、子どもたちが主体的にかかわる活動の充実や、青少年が参加しやすい文化・スポーツ活動などの機会創出を通して、青少年の社会参加を促進し、もって青少年の健全な育成を図ります。

また、社会から青少年に対して悪影響を及ぼす要因を取り除くため、家庭や学校、地域社会が一体となって、青少年の健全育成活動を支援します。

○62 子ども会活動の充実

地域間交流や異年齢間交流によるさまざまな体験活動を通じて、子どもたちの社会性や協調性、リーダーシップの醸成を図る。

○63 子ども交流事業の推進

自然体験・宿泊体験・社会体験活動を目的として大樹町児童と合同で冬期に交流事業を実施する。万が一直接訪問ができない場合においても ICT 等を活用した交流事業を検討する。

○64 各種ボランティア活動への参加促進

児童生徒が身近な社会に積極的にかかわる態度を培うことを目的として、教育委員会等が実施する行事へのボランティア受け入れを積極的に行うとともに、「吉中ボランティア」の地域行事への参加拡充を図る。

○65 青少年健全育成活動の実施

青少年育成推進員による青少年の健全育成及び非行防止対策を推進するための活動を支援するとともに、各自治会が行う地域の健全育成のための活動をサポートする。

(4) 人権教育の推進

① 人権教育啓発資料の作成と学習機会の提供

人権を尊重し、お互いに認め合う心を育て、一人一人が尊重される差別や偏見のないまちづくりを目指すために、人権発表会や人権作文集とともに、人権に関わる研修等を通して住民の人権意識の高揚に努めます。

○66 人権発表会の開催と人権啓発資料の作成

「人権尊重の理念」を正しく認識し、差別や偏見のない明るい町づくりを目指して、人権発表会を開催するとともに、人権作文集を町内全世帯に毎戸配布し、人権教育の推進を図る。

II. 3 文化・スポーツ

(1) 伝統文化の保存と活用

① 文化財の保護と活用

町内の文化財や歴史資産を後世に伝えるため、文化財・歴史資産・地域資源の保護・保存に取り組みます。

文化財センターを拠点に、町内の文化財や歴史資産について整理を進めるとともに、郷土への理解と郷土愛の醸成を図るため、文化財に関する情報発信に取り組みます。

○67 文化財保護のための支援

文化財の保護活用に要する経費について補助金を交付するとともに、郷土芸能の振興、保存及び育成並びに後継者の養成等を行う団体等に対し補助金を交付する。

○68 文化財センター情報発信事業の推進

町所在・所有の文化財を広く周知させ、住民全体の文化財愛護の意識高揚を図るとともに、その重要性を周知することを目的として文化財紹介動画を作成するなど、文化財に関する情報発信を行う。全国でも数例しかない正八角形墳である県指定史跡三津屋古墳について、国指定史跡をめざす。

(2) 芸術・文化の振興

① 芸術・文化活動の支援

芸術や文化に触れる機会とともに、住民自らが芸術・文化活動を実践する機会の充実を図ります。

○69 町民文化祭の開催

芸術文化に対する理解と認識を高め、文化の香り豊かな町づくりを目指し町民文化祭を開催する。

○70 文化協会への活動支援

無形文化財の保存及び文化団体の育成並びに相互の連帯を保ち、芸術文化の高揚を図ることにより住民の生活に活気と潤いをもたらすことを目的として活動する文化協会に対して支援を行う。

(3) 生涯スポーツの振興

① スポーツ・レクリエーション活動の推進

各種スポーツ大会・教室の開催などを通じて、定期的にスポーツ活動に親しむ町民を増やすとともに、スポーツ振興を目的に活動しているスポーツ関係団体への支援を行います。

○71 生涯スポーツの普及支援

誰もが気軽にスポーツに参加できる取組みを進めるとともに、各種スポーツ大会・教室等の開催等、町内のスポーツ振興に取り組むスポーツ協会及びスポーツ推進委員の活動を支援する。

○72 スポーツ少年団活動の充実

スポーツを通して青少年の健全育成に資することを目的に活動するスポーツ少年団の活動を支援することで、町内スポーツ少年団活動の活性化を図る。また、休日部活動の地域移行に向けた受け皿として体制づくりを進める。

② スポーツ施設の整備・維持管理

スポーツに取り組みやすい環境を町民に提供するため、スポーツ施設の整備・充実に努めるとともに、老朽化した施設・設備については、個別施設計画に基づき、計画的な対応を行います。

また、八幡山グラウンド整備に関する基本計画の見直しに取り組みます。

○73 計画的な施設整備

老朽化対応及び安全性の向上を図ることを目的として、社会体育施設における個別施設計画に基づき維持・管理・補修工事を実施する。

○74 八幡山グラウンド整備計画の見直し

八幡山グラウンド基本計画策定支援業務を基に、400mトラック及びサッカー場を配置した、実施可能性のある計画案により、基本計画策定に向けた作業を進める。

IV 令和6年度 教育に関する事務の点検及び評価一覧表

A 重点施策・事業

1 学校教育の充実

(1) 学校教育環境の整備

	事業名		評価	
1	○計画的な学校施設整備	○計画的な学校施設整備 【吉岡中学校校庭拡張工事】 令和5年度に完了した設計を基に、校庭拡張工事を行う予定だったが、文科省の補助金の申請に時間を要したため、翌年度に工事を繰越すことになった。 【駒寄小学校校庭拡張に伴う事業】 事業の概要: 用地買収が完了した。 「吉岡町立駒寄小学校校庭拡張工事設計及び開発申請業務委託」を発注した。 請負業者: 技研コンサル株式会社 事業費: 29,480,000円(税込み) 工期: R6. 7. 18~R7. 3. 31 【明治地区忠霊塔駐車場補修工事】 事業の概要: 駐車場の碎石を補充し整地することで凹凸を解消し、併せて痛んでいる駐車スペースを示すロープの張り替えを行った。 請負業者: 榛名総業株式会社 事業費: 2,541,000円(税込み) 工期: R6. 7. 16~R6. 9. 30	○計画的な学校施設整備 【吉岡中学校校庭拡張工事】 国の補助金を受ける事で工期は遅れたが、財源を確保することができた。 【駒寄小学校校庭拡張に伴う事業】 事業の概要: 用地買収が完了した。 「吉岡町立駒寄小学校校庭拡張工事設計及び開発申請業務委託」において、校庭拡張部分は、現在の校庭と一体的に利用するとともに、一部車両の乗り入れ場所の検討を行った。 【明治地区忠霊塔駐車場補修工事】 明治小学校保護者等も利用している駐車場のため、整地することで安全な駐車場利用を行うことができた。	B
2	○新たな学校給食調理施設整備の推進	○新たな学校給食調理施設整備の推進 「吉岡町学校給食センター基本計画策定及び整備事業化調査等業務」を委託。 年度末までに、基本計画検討部会を4回、また、検討委員会を3回開催。吉岡町に適した学校給食調理施設の整備に向け、基本方針及び基本条件について検討を進めている。	○新たな学校給食調理施設整備の推進 検討部会及び検討委員会を開催することで、吉岡町に適した施設整備に向け検討することができた。	B
3	○安心安全な学校教育環境づくり	○安心安全な学校教育環境づくり ・10月25日から11月1日にかけて渋川土木事務所、渋川警察署、建設課用地管理室、建設課都市建設室、学校関係者、PTA代表者、教育委員会事務局教育総務室の参加者で安全点検を行った。小中学校から頂いた通学路の危険箇所情報を基に通学路を歩き、歩行者・自転車の視点から危険性や対策法を検討した。 ・両小学校に見守り指導員を配置し、登下校時の見守り、校内環境整備等を行った。明治小は第2学童東交差点が特に混雑するため、今年度から指導員を1人増加し、安全性を強化した。 ・「子ども安全協力の家」は、明治小校区42軒、駒寄小校区71軒で合わせて113軒である。	○安心安全な学校教育環境づくり ・関係機関が集まって現地確認を行うことで、多面的な視点から対策を検討することができた。また、通学路の危険箇所ごとに、検討した対策から最も適するものを選択することができた。 ・見守り指導員を配置したことで、登下校時の安全確保等に資することができた。 ・「子ども安全協力の家」は広報等で周知をしているが、利用はなかった。	B
4	○HiBALIプランによるICT環境整備・更新	○HiBALIプランによるICT環境整備・更新 ・各学校の通信環境を把握するため、ネットワークアセスメントを実施する。	○HiBALIプランによるICT環境整備・更新 ・各学校のボトルネックを特定し、改善点を把握することができた。	B
5	○学校運営協議会の設置・運営	○学校運営協議会の設置・運営 ・協議会を4回実施し、県の研修会に希望者が参加する機会を設けた。	○学校運営協議会の設置・運営 ・協議会では各委員の積極的な議論が行われた。さらに、県の研修会に参加することで、他市町村の取組や全国的な状況等を知ることができ、次年度以降の取組の参考になった。	B
6	○地域学校協働センターの活動支援	○地域学校協働センターの活動支援 地域学校協働センター事務局として、学校運営協議会と連携・協働して以下のような活動を行った。 ・休日部活動の段階的な地域移行・吉岡町放課	○地域学校協働センターの活動支援 地域学校協働センター事務局として、学校運営協議会と連携・協働して、「学校を核とした地域づくり」に向けた	A

		後見守り教室・吉岡町放課後自習室・吉中ボランティア	事業(休日部活動の段階的な地域移行、吉岡町放課後見守り教室、吉岡町放課後自習室、吉中ボランティア)を展開することができた。	
7	○地域ボランティアの協力による学習活動の充実	○地域ボランティアの協力による学習活動の充実 ・小学校においては、登下校の見守りや農作業体験、読み聞かせ等において、各種地域ボランティアの方々が、協力してくれている。中学校においては、キャリア教育体験活動や人権学習等において、地域ボランティアの方の協力を得て、活動の充実を図った。	○地域ボランティアの協力による学習活動の充実 ・地域の大人と児童・生徒との交流が行われ、「学校を核とした地域づくり」に繋がった。 ・児童・生徒にとっては、専門的な知識を地域の人から直接学ぶ場となり、学校にとっては、充実した学習活動を展開する上で、大変有効であった。	B

(A:拡充 B:継続 C:見直し D:廃止)

(2)確かな学力の定着を図る学校教育の推進

	事業名		評価	
8	○「考えて行動できる人」の育成	○「考えて行動できる人」の育成 ・授業改善において、ICT活用を目的とせず、日常的に活用し、学習者主体の授業づくりを目指す「子供たちが主体的に考え、まとめ、アウトプットする」工夫が進んでいる。	○「考えて行動できる人」の育成 ・子供たちが受け身ではなく、主体的に学ぶ場面が増えた。	A
9	○授業等での効果的かつ積極的な活用とICT支援員の継続配置	○授業等での効果的かつ積極的な活用とICT支援員の継続配置 ・学習支援ソフトについて、子供たちにとって個別最適な学びと協働的な学びにつながっているか、効果的な活用を進めている。 ・ICT支援員のニーズが活用が進むことで、多様になっている。	○授業等での効果的かつ積極的な活用とICT支援員の継続配置 ・授業で効果的な学習が進められる事例が多数見られた。 ・ICT支援員の支援によって、端末の管理や授業準備を積極的に進められた。 ・セキュリティポリシー策定に係る研修を定期的に進められた。	A
10	○GIGAスクール運営支援センターの設置及び運営	○GIGAスクール運営支援センターの設置及び運営 ・委託事業者と各校、教育委員会事務局がいつでも連携ができる体制が整っている。 ・教育データをセキュアな環境を保持して、ダッシュボード化されている。 ・校種によって児童生徒と教職員の連携をスムーズにするアプリの開発をする。	○GIGAスクール運営支援センターの設置及び運営 ・学校職員が実現したいことを直接相談することで、子供たちと保護者、学校職員にとって、必要なアプリの開発やダッシュボード化が進んでいる。	A
11	○マイタウンティーチャーによる「個別最適な学び」への支援	○マイタウンティーチャーによる「個別最適な学び」への支援 ・今年度も、明治小学校に2名、駒寄小学校に1名のマイタウンティーチャーを配置し、初任者の後補充を兼ねた担任業務や少人数指導等に活用した。	○マイタウンティーチャーによる「個別最適な学び」への支援 ・教員免許を持つ者をあてることで、必要に応じて児童に指導ができるため、担任の補助的な役割を十分に果たすことができた。	B
12	○教育支援委員会の開催	○教育支援委員会の開催 ・1学期のうちから、町の「子育て支援室」と連絡を取り合い、新入児の中で特別に支援の必要な園児等の情報を早め入手。必要に応じて、保護者と連絡を取り、面談や特支学級の見学、就学に関するアドバイスを行った。 ・学校・町内幼保育園とも教育支援連携協議会等を通じて情報交換を行い、町の教育支援委員会を11月に開催し、諮問・答申を行った。各校ごとに関係児童生徒の保護者と教育相談を行い、次年度の方向性を協議した。(就学児は町教委が対応)	○教育支援委員会の開催 ・早期から、関係部署・保護者などと連絡を取り合い、困り感を持つ子ども・保護者に寄り添った適正な諮問・答申を行うことができた。	B
13	○学級補助員の配置による学級支援	○学級補助員の配置による学級支援 ・明治小学校に7名(低学年3・特支4)、駒寄小学校に8名(低学年3・特支5)、吉岡中学校に5名(特支5)の計20名を配置し個別支援を実施した。	○学級補助員の配置による学級支援 ・今年度も、昨年度並の配置ができた。担任だけではなかなか対応できない、特別支援学級の児童生徒一人一人に応じた個別の支援が実施できた。	B

14	○通級指導の充実(制度外通級を含む)	○通級指導の充実(制度外通級を含む) ・今年度も小学生の通級指導教室を県費で設置した。通級指導教室において、音声言語検査による対象児童の洗い出しと保護者への啓発指導を行った。また、言語障害だけでなくLDやADHDの児童の受け入れも行った。 ※通級指導教室在籍者86名(明小46名、駒小35名、未就学児5人)	○通級指導の充実(制度外通級を含む) ・両小学校に通級指導教室が設置されたことにより、通級指導が充実した。	A
15	○学校図書司書補助員の配置と司書教諭との連携	○学校図書司書補助員の配置と司書教諭との連携 ・各校に1名ずつの学校図書司書補助員を配置し、学校図書館の運営補助を行った。	○学校図書司書補助員の配置と司書教諭との連携 ・各校ごとに児童生徒の読書量増加のための手立てを工夫し、尽力した。	B
16	○ALT・外国語活動指導補助員の配置	○ALT・外国語活動指導補助員の配置 ・今年度も、各校に1名の外国人ALTを配置。 ・明治小学校低学年及び駒寄小学校1～3年生の外国語活動指導のための補助員として1名(日本人)を配置。	○ALT・外国語活動指導補助員の配置 ・ALTの配置によりネイティブの英語に触れる機会が増えた。このことで英語を使ったコミュニケーション能力の向上と国際理解や異文化理解を高めることができた。 ・外国語活動指導補助員の配置により、小学校低学年から英語に触れることができ、中高学年での外国語活動への円滑な移行ができる基盤がつけられた。	B

(A:拡充 B:継続 C:見直し D:廃止)

(3)豊かな人間性と健やかな身体を培う教育の推進

	事業名		評価	
17	○学校保健指導・衛生管理・新型コロナウイルス感染症対策の充実	○学校保健指導・衛生管理・新型コロナウイルス感染症対策の充実 ・栄養教諭が、学校での保健指導に加わり、食生活指導を実施した。また、面談指導を希望した保護者に対しては、養護教諭とともに個別指導を行った。面談指導を希望しなかった児童生徒の保護者に対しては、食生活指導の資料を渡し啓発に努めた。 ・各学校で年に1回程度学校保健委員会を開催し、保健委員や養護教諭等が発表を行った。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を参考にインフルエンザの流行等においても、感染拡大防止のための適切な指導を各校ごとに進めた。	○学校保健指導・衛生管理・新型コロナウイルス感染症対策の充実 ・個別指導を受けたご家庭のほとんどが、児童の食事に気を付けている。 ・学校保健委員会の実施により、児童生徒の健康に対する意識が高まった。 ・学校として、感染症及の拡大防止対策をとることができた。	B
18	○道徳教育・人権教育の充実	○道徳教育・人権教育の充実 ・人権尊重の心を養うために、人権について考えることや感じていることを作文や標語やポスターに表現した。 ・吉岡町子ども会議を開催し、各校代表児童生徒による、いじめ防止の取組や学校の決まりや校則の見直しについて、話し合った。 ・吉岡町人権教育推進協議会による、児童生徒意見発表会において、各校代表児童生徒が意見発表や吉岡町子ども会議の報告を行った。	○道徳教育・人権教育の充実 ・各校の取組を共有することで、いじめや人権尊重にかかわる知見を広めることができた。 ・吉岡町子ども会議は、中学生の主体的な参加が見られた。 ・代表児童生徒の意見発表によって、多様な考え方に触れることができた。 ・吉岡町子ども会議での、成果を児童生徒意見発表会において発表した。	B
19	○いじめを許さない心を育む教育の推進といじめ問題への対応	○いじめを許さない心を育む教育の推進といじめ問題への対応 ・吉岡町いじめ問題対策連絡協議会、吉岡町いじめ問題対策専門委員会を定例開催した。 ・各校といじめ認知と事案について、継続の協議を実施している。	○いじめを許さない心を育む教育の推進といじめ問題への対応 ・「吉岡町いじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」の公表により、保護者の関心も高まっている。 ・吉岡町いじめ問題対策連絡協議会、吉岡町いじめ問題対策専門委員会の開催により、第三者による知見を得ることができた。	B
20	○障害平等研修(DET)による教職員の障がいに対する意識の向上	○CAP研修による教職員の人権に対する意識の向上 ・CAPぐんまの講師を招き、全教職員を対象に研修を実施。	○CAP研修による教職員の人権に対する意識の向上 ・人権に対する理解と意識の継続的な啓蒙。	B

21	○環境教育の推進	○環境教育の推進 ・小学校では、緑の少年団や環境美化委員会として緑化運動を実施した。 ・中学校では、日常の清掃活動や委員会活動、除草等の環境美化活動も行った。また、PTA活動で花植の活動を行った。	○環境教育の推進 ・感染症対策を講じながら、地域の方の協力で環境美化活動ができた。	B
22	○栄養教諭等を中心とした食育教育の推進	○栄養教諭等を中心とした食育教育の推進 ・ICTを活用し給食時間に食育指導を実施した。 ・毎月、掲示板に食に関する掲示を行った。 ・給食時間の5分間指導(クラス訪問)を実施した。	○栄養教諭等を中心とした食育教育の推進 ・ICTを活用することにより全クラスに一斉に食育指導が実施できた。 ・食に関する様々な題材を取り上げ理解を深めた。	B
23	○交通安全教育・防災教育の充実	○交通安全教育・防災教育の充実 ・渋川警察署や町の交通指導員の指導による交通安全教室の開催し、正しい自転車の乗り方などを体験した。 ・火災や地震、不審者を想定した避難訓練を各校で実施したほか、Jアラートを活用した避難訓練を実施した。	○交通安全教育・防災教育の充実 ・交通安全に関する意識が高まり、安全かつ適切な行動に資することができた。 ・火災や地震、不審者などから身を守る知識や適切な避難の方法を学習することができた。	B
24	○児童生徒の暴力被害防止の取組	○児童生徒の暴力被害防止の取組 ・夏季休業日に町内の全教職員を対象にCAP研修を実施した。 ・CAP研修は、文化センター研修室を会場に、8月6日(火)、8日(木)、9日(金)の3日間を設定した。教職員は3日間のうち、いずれかの日に参加した。(参加者122名)	○児童生徒の暴力被害防止の取組 ・参加者同士、参加者と講師のやりとりが多く、約2時間の研修だったが、あっという間に時間が過ぎる感じだった。 ・「いじめ」「痴漢」「虐待」「性暴力」のそれぞれの状況を想定した劇をおして児童生徒のSOSのサインの見取りや声かけの仕方などを学ぶことができた。	A
25	○キャリアパスポートの活用によるキャリア教育の充実	○キャリアパスポートの活用によるキャリア教育の充実 ・各年度や各学期の行事等の際に、目標や成果・課題等を記入し、学校生活に対しての意欲づけをするとともに、自分の進路選択に向けての意識を高める取組を行った。また、キャリアパスポートを小中学校9年間保存している。	○キャリアパスポートの活用によるキャリア教育の充実 ・各学年の発達段階に応じた生徒一人一人が将来への夢や希望を持ち、進路意識を高めるような指導を試みたほか、生徒が適切な進路選択ができるよう地域社会と連携した職場体験の充実など「キャリア教育」の推進を図った。 ・学校評価の項目にも経常的に評価する仕組みも取り入れた。	B

(A:拡充 B:継続 C:見直し D:廃止)

(4)子どもたちの健やかな成長を支援する取組

	事業名		評価	
26	○教育相談体制の充実	○教育相談体制の充実 ・高崎市教育センターの協力で、希望する職員に対し、教育相談初級講座を実施した。	○教育相談体制の充実 ・高崎市教育センターの協力を引き続き依頼し、教育相談初級認定取得可能者を増やす事ができた。 ・町で2名の講師を招聘し、申請者を増やすことができた	B
27	○適応指導教室(教育支援センター)の運営	○教育支援センターの運営 ・登校できない児童生徒に対し、適応指導教室できめ細かな指導を実施した。	○教育支援センターの運営 吉岡町に在住する不登校児童生徒に対し、集団生活への適応を促し、学校生活への復帰を援助するための場所として機能させることができた。	B
28	○教育支援センター「ひばりの家」の運営	○教育支援センター「ひばりの家」の運営 ・家から出られない、登校できない、教室に入れない児童生徒に対し、社会性の育成等を目的とした居場所の確保 ・指導員を2名配置し7月から開所することができた。 ・10月からは給食の提供を開始した。 ・令和6年度中にはトイレの改修工事を予定している。	○教育支援センター「ひばりの家」の運営 ・入所者数9名(小学生5名、中学生4名) ・入所者9名のうち、ほぼ毎日のようにひばりの家に通所している児童生徒は4~6名程度で、その日の過ごし方を相談員のアドバイスを得ながら過ごしている。相談員や入所児童生徒の人	B

		・前橋市教育委員会青少年支援センターと連携し、各種行事に参加できる体制を整えることができた。	間関係も良好であり、学校ではない新たな居場所となっている。	
29	○Y'ODS(吉岡オープンドアサポート事業)の充実	○Y'ODS(吉岡オープンドアサポート事業)の充実 ・登校できない児童生徒に対し、家庭訪問し、児童生徒や保護者とのコミュニケーションをとる。 ・家庭訪問を続ける中で、登校につなげたり、適応指導教室につなげたりする。 ・家庭と学校をつなぐ役割を担い、より円滑な連携を進める。 ・令和4年度は中学校に2人配置、令和5・6年度は各校1人配置にした。	○Y'ODS(吉岡オープンドアサポート事業)の充実 ・登校できない児童生徒とコミュニケーションとり、一緒に歩いて登校復帰をすることができた。 ・家を出られない児童生徒と保護者と外の公園で体を動かすことができた。 ・保護者と児童生徒、双方の不安や悩みを聴くことができた。 ・家庭と学校をつなぐ役割を担ったことで、児童生徒や保護者の不安や悩みを和らげることができた。 ・各校に配置したことにより、切れ目のない支援ができた。	B
30	○放課後見守り教室・吉中生放課後自習室事業への支援	○放課後見守り教室・吉中生放課後自習室事業への支援 【放課後見守り教室】(小学生) ・北下教室(北下北部公会堂):毎週木曜日、14:30~17:00、見守りスタッフ5名、参加児童17名 ・寺上教室(三津屋田端公会堂):毎週月曜日、14:30~17:00、見守りスタッフ4名、参加児童10名 ・上野原教室・新規(上野原集会所):毎週火曜日、16:00~18:00、見守りスタッフ3名、参加児童3名 ・下野田教室・新規(隣保館):毎週月曜日、15:00~17:00、見守りスタッフ4名、参加児童5名 ・駒寄教室・新規(駒寄住民センター):毎週月曜日、14:30~17:00、見守りスタッフ13名、参加児童3名 【吉中生放課後自習室】 ・中学生が学校帰りに、文化センター視聴覚室で自主学習を行う。毎週月(15:00~18:00)・木曜日(16:00~19:00)開室。登録生徒41名。	○放課後見守り教室・吉中生放課後自習室事業への支援 【放課後見守り教室】(小学生) ・週1回ではあるが、児童の居場所作りになるとともに、異学年・異年齢交流を図る場となった。 ・「地域の子供は地域で育てる」活動となっている。 ・参加児童・保護者から、多くの感謝の声が寄せられている。 【吉中生放課後自習室(新規事業)】 ・吉中生が安心して学習に取り組める場を提供することができた。 ・私語などは一切なく、全員が集中して熱心に学習に取り組む様子が見られた。	A
31	○児童虐待防止対策の推進	○児童虐待防止対策の推進 ・月1回定例の要保護児童対策地域協議会において、対象児童生徒および保護者に関する情報交換・相談を行った。 ・各校で虐待の疑いがあった場合は、学校教育室と子育て支援室、児童相談所等を交えて、対応を協議した。	○児童虐待防止対策の推進 ・各校から報告される内容が具体的になり、職員の虐待防止対策に係る意識が高まった。	B
32	○自殺防止対策の推進	○自殺防止対策の推進 ・町及び各校の「いじめ防止基本方針」に基づき、各校での取組を推進する。 ・町の「自殺防止協議会」に室長が参加し、学校の現状の共有を図ったり、町の取組を踏まえた情報を各校に必要な応じて展開する	○自殺防止対策の推進 ・町の方針を踏まえた各校の方針が展開され、いじめや自殺予防等の対策が推進された。	B
33	○ヤングケアラー問題への取り組み	○ヤングケアラー問題への取り組み ・一昨年度小学5年生から中学3年生対象に実施したヤングケアラーに係る実態調査をふまえ、昨年度は、介護福祉課が実施した「子どもの生活実態調査」にヤングケアラーに関わる質問項目を入れて、小学5年生以上へアンケートを行った。	○ヤングケアラー問題への取り組み ・ヤングケアラーの疑いがある児童生徒に対する支援を他部局と協力するための取り組みが始められた。	B
34	○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用	○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用 ・スクールカウンセラー(SC)については、各校に県費で割り当てられた日数に加え、年間30日分の派遣費用を町で予算化し、年度初めや県費割り当て	○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用 ・SCへの相談依頼は、今年度も増加傾向である。県費では与えられた回数を超えたカウンセリングや年度末の相	B

		日数終了後もカウンセリングを受けられる仕組みを継続する。 ・スクールソーシャルワーカー(SSW)については、今年度も吉岡中に2週に1回巡回指導を受けられるようになった。	談は不可能である。町費でこれらの部分を補えることで、児童生徒・その保護者が抱える心の問題を改善・解決する一助となった。 ・SSWから適切なアドバイスや指導をもらうことで、児童・生徒の対応に自信を持つて取り組むことができた。	
35	○経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対する支援	○経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対する支援 ・要保護・準要保護児童生徒就学援助費の支給援助を希望する保護者の申請に基づき教育委員会が認定し、学校生活で必要な費用の一部を援助した。 実績:要保護 支給該当者無し、準要保護148名、入学前支給 26名(申請者28名) ・就学援助費認定世帯のうち、ICTを活用した学習環境が整備されていない世帯へのモバイルルータの貸し出し及び通信費の支援 実績:10名 ・家計が急変した世帯に対する就学援助制度の常設化	○経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対する支援 ・就学援助費の支給により、該当する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減することができた。	B
36	○生理の貧困対策	○生理の貧困対策 ・女子児童・生徒のいる就学援助費認定世帯を対象に、申請に基づき年間1人5,000円を上限に生理用品の購入費補助を実施 ・各校の保健室に生理用品を置き、必要な児童生徒に配布できるようにするとともに、気兼ねなく養護教諭に相談できるための案内等をトイレに掲示している。	○生理の貧困対策 ・生理の貧困に悩む児童生徒・その保護者を助ける一助となっている。	B
37	○障がいのある児童生徒がいる世帯に対する支援	○障がいのある児童生徒がいる世帯に対する支援 ・特別支援学校就学援助費の支給 吉岡町に住所を有し、町外の特別支援学校小学部又は中学部に在学する児童生徒の保護者に対して援助を行った。 実績:小学部 15名 中学部 1名	○障がいのある児童生徒がいる世帯に対する支援 就学援助費の支給により、該当する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減することができた。	B
38	○全児童生徒に対する給食費の一部助成	○全児童生徒に対する給食費の一部助成 ・児童生徒1人当たり 950円×11か月＝10,450円の助成を実施した。 ・物価高騰に伴う食材費の増額分の負担支援 予算1800万円 ・以前から行っている食材費補助500万も継続して行っている	○全児童生徒に対する給食費の一部助成 物価高騰に伴う食材費の増額に対し、給食費への転嫁を行わず保護者負担の軽減を図ることができた。	B
39	○学校給食費一部無償化事業(第3子以降給食費無料化)の実施	○学校給食費一部無償化事業(第3子以降給食費無料化)の実施 対象となる可能性のある児童生徒176人中、165人の児童生徒が承認された。 未申請の保護者に通知を送付し、申請を促した。(令和7年1月現在) 未申請の方の多くは就学援助費の受給の方	○学校給食費一部無償化事業(第3子以降給食費無料化)の実施 承認された世帯の負担軽減になった。	A
40	○自転車通学生徒に対するヘルメット購入費用助成	○自転車通学生徒に対するヘルメット購入費用助成 ・指定のヘルメットを購入する際、その半額を補助金として学校へ助成した。 実績122人分 170,800円	○自転車通学生徒に対するヘルメット購入費用助成 自転車通学許可者及び部活動使用許可者に対して安全対策として助成ができた。	B
41	○通学バスの運行	○通学バスの運行 ・登校及び下校時2に運行し、計29人の児童・生徒に対して使用を許可した。 ・令和6年4月から、中学生の下校時利用を想定した便の運行を開始した。 ・令和6年7月から、通学バスの使用料を無料とした。 ・毎回終点降車場にて忘れ物等がないか必ず車内を見回り、帰庫後も車内消毒や清掃等を行いな	○通学バスの運行 ・上野原地区に居住する児童の通学の利便性向上に資することができた。	A

		がら点検・確認を行い、児童・生徒の置き去り事故が起きないように細心の注意を払って運行した。		
42	○部活動全国大会等出場補助	○部活動全国大会等出場補助 ・例年、県大会、関東大会、全国大会へ出場する際に、交通費、宿泊費等の経費の補助を行っている。 今年度は、遠方で開催される上位大会へ団体で参加する機会が多かったため、補助額も増となった。 R7.1.31現在の実績:4,771,627円 16大会	○部活動全国大会等出場補助 ・上位の大会等へ出場する児童生徒の旅費、宿泊費等の補助をすることができた。	B

(A:拡充 B:継続 C:見直し D:廃止)

(5)学校運営への支援

	事業名		評価	
43	○学校支援員(事務補助員、検診等補助員、公仕等)の配置	○学校支援員(事務補助員、検診等補助員、公仕等)の配置 ・明治小学校に事務補助員1名を配置(他の2校は、県費事務員2名が既に配置済み) ・保健室補・検診補助員は、明治・駒寄の各小学校に1名ずつ配置し、必要に応じて中学校の検診の補助も行った。 ・公仕は各校に2名ずつを配置	○学校支援員(事務補助員、検診等補助員、公仕等)の配置 ・学校規模に応じて県費の事務・養護教諭の数に差があるが、業務内容は大きな差がないため、学校支援員を配置し配置数の少ない学校へのサポートをする事で、本務の職員の業務軽減が実現できたことは大きな成果である。 ・公仕を2名配置することで、朝の早い時間から夕方遅くまで、公仕が必ず1名各校に常駐できる状況は、学校の環境整備・美化等に大変有効であった。	B
44	○部活動指導員の活用とスポーツエキスパート事業の実施	○部活動指導員の活用とスポーツエキスパート事業の実施 ・外部指導者を選任・依頼して、年間を通じて部活顧問(教員)と一緒に生徒の指導に当たった。 ※部活動指導員 9名 スポーツエキスパート 14名(運動部10名、文化部4名)	○部活動指導員の活用とスポーツエキスパート事業の実施 ・専門的な知識と経験を持つ外部指導者と共に活動することで、生徒の部活動に取り組む姿勢や態度、また技能の向上に寄与することができた。 ・部活動指導員の活用を図ることで、部活動の質的な向上を図るとともに、指導する教員の支援を行うことができた。また、休日部活動地域移行の指導者としても、指導者の候補になっている。	B
45	○休日部活動の段階的な地域移行に向けた取り組み	○休日部活動の段階的な地域移行に向けた取り組み ・吉岡町部活動地域移行検討委員会の実施。 ・部活動保護者代表者への地域移行の説明 ・顕職兼業制度の制定 ・指導者・生徒・保護者アンケートの実施。 ・生徒向けの説明会の実施。 ・吹奏楽部の地域移行準備完了。 ・吉岡中体育館にスマートキーボックス設置。	○休日部活動の段階的な地域移行に向けた取り組み ・「地域の子供は、学校を含めた地域で育てる」という目標に向けて、地域と学校が連携・協働した取組を展開することができた。 ・地域スポーツ団体が、休日部活動の段階的な地域移行を前向きに捉え、可能な範囲で地域移行の取組を開始してくれている。 ・推進計画の策定・公表や教職員・生徒向け説明会を通して、少しずつではあるが地域移行に関する周知・理解が進んだ。 ・すべての運動部活動は第2土日の地域移行が完了した。 ・群馬県では初めての兼職兼業制度の制定ができた。	A
46	○吉岡町教育研究所活動の推進と教職員の服務規律の確保	○吉岡町教育研究所活動の推進と教職員の服務規律の確保 ・教育研究所については、各部において、google chat等を活用した、情報の共有や取組の検討を行うことで、参集型のと理組の不便さを解消する。 ・服務規律の確保においては、各校ごとに「規律確	○吉岡町教育研究所活動の推進と教職員の服務規律の確保 ・google chat等を活用した、情報の共有や取組の検討が日常的に行われることで、教育研究所の活動がより活性化した。	B

	保行動計画」を毎年内容を見直しながらか作成している。これにもとづき、校内研修や職員会議等を使って事例検討やセルフチェックなどを計画的に実施した。	・校内研修や職員会議等で計画的に、服務規律に関わる研修等を実施することで、職員全体の意識を高めることができている。 (A:拡充 B:継続 C:見直し D:廃止)
--	--	---

(6) 幼児教育との連携

事業名	評価	
47 ○子育て支援ファイル『わが子と歩む』の活用	○子育て支援ファイル『わが子と歩む』の活用 ・お子さん一人につき一冊無償で配布する子育て支援ファイル「わが子と歩む」の活用を図り、就学指導体制の確立を図った。	○子育て支援ファイル『わが子と歩む』の活用 ・子育て支援ファイルは、各保育所やこども園から定期的に活用を促し、家庭と園をつなぐ手立てとなった。 B
48 ○保育園及び幼稚園・認定こども園と小学校との連携	○保育園及び幼稚園・認定こども園と小学校との連携 ・新型コロナウイルスの影響もなく、保育園及び認定こども園の参観は例年並みで実施できた。	○保育園及び幼稚園・認定こども園と小学校との連携 ・就学児の様子や各園での取組を参観することで、就学時における支援や相談がスムーズに実施できた。 B (A:拡充 B:継続 C:見直し D:廃止)

2 生涯学習・社会教育の推進

(1) 生涯学習の充実

事業名	評価	
49 ○計画的な施設整備	○計画的な施設整備 文化センター施設修繕工事を実施した。更新時期を超過した設備のうち、重要度の高い設備から交換修繕工事を実施した。 ・図書館空調リモートユニット交換修繕工事を行った。 ・オストメイトトイレ内ユニバーサルシート設置改修工事を行っている。 ・文化センター図書館側1階女子トイレ洋式化修繕工事を実施した。 ・エントランスホール天井漏水補修工事を実施している。 ・ホワイエ漏水補修工事を行っている。 ・インターロッキング補修工事を実施した。 ・中央監視用PC更新修繕工事を行った。	○計画的な施設整備 ・文化センターの機能向上を図るために、必要な修繕工事を進めることができた。そのため、来館者の満足度が高まった。 B
50 ○よしおか手作り講座の開設	○よしおか手作り講座の開設 21講座の内13講座を開講した。講師数13人、参加総数130人、開催総日数57日。	○よしおか手作り講座の開設 住民から講師・講座企画を募集する住民参画型事業であり、住民自身の知識や経験、特技等を広く生涯学習のために生かす機会を提供することができたほか、多様な学びの場を企画することができた。今年度は、町民から要望を受けた講師の方をお願いした結果、応募者が多数となり、好評であった。受講生の対象者も町内、町外を問わなかったため、幅広い地域からの応募があり、開講成立になったものもあった。 B
51 ○自主事業の充実	○自主事業の充実 年6回の自主事業を実施した。 ①第11回吉岡町美術作家作品展(来場者2,000名) ②8/17 夏休み映画上映会(来場者336名) ③8/13 大衆演劇公演「新星★劇団 山田ふぁみりー」(来場者 400名) ④1/13 冬休み映画上映会(来場者147名) ⑤2/9 吉岡寄席(来場者 名)※未開催のため、来場者数は空欄です。 ⑥3/20 春休み映画上映会(来場者 名)※未開催のため、来場者数は空欄です。	○自主事業の充実 各種自主事業の会場として文化センターを使用することにより、地域の文化活動の拠点としての活用を図ることができた。 B

52	○各種講座をベースとしたグループの育成支援	○各種講座をベースとしたグループの育成支援今年度の新規グループは、成立しなかった。	○各種講座をベースとしたグループの育成支援講座開講毎に声掛けをした。	B
----	-----------------------	---	------------------------------------	---

(A:拡充 B:継続 C:見直し D:廃止)

(2)地域社会の変化に対応する社会教育の推進

	事業名		評価	
53	○子育て教室『わくわく遊び』の実施	○子育て教室『わくわく遊び』の実施 月1回、全6回実施(5月～11月のうち)し、会場は文化センター及び老人福祉センターで行った。延べ人数は115人(56組)であった。	○子育て教室『わくわく遊び』の実施 6月には、「子育てサロンよしか」への出前講座をし、周知に努めた。その結果児童館を利用するお母さん達のつながりで、参加者が大幅に増えた。	B
54	○子ども向け及び親子体験講座の開催	○子ども向け及び親子体験講座の開催 ・幼児・未就学児とその保護者を対象に「わくわくあそび」を実施した。延べ115人参加。 ・町文化協会の押し花愛好会に依頼し「おしぼな体験」を開催。児童32人、保護者8人(見学)参加。 ・アクエル前橋にあるtsukuruniに依頼し「tsukuruni体験」を開催。児童18人参加、保護者1人(付き添い)参加。 ・学校教育室と連携し、Google for EducationのGoogle認定トレーナーを講師とした「JIL'sブートキャンプ」。23人申込み。 ・ぐんまこどもの国児童会館と連携した「やきもの体験」。児童23人、保護者5人(見学)参加。 ・県計量検定所と共催で「はかりの工作教室」を開催。児童10人、保護者4人参加。 ・SHAKICK OUTDOORに依頼し TENT を自分たちで組立ててみる「テントマスターになろう」を開催。児童18人参加。 ・群馬県生涯学習センターと連携した「おもしろ科学教室」を7月と12月に開催した。延べ児童37人、保護者25人、未就学児1人が参加した。	○子ども向け及び親子体験講座の開催 ・今年度も昨年度と同様に親子での体験機会を積極的に設けられた。また、町文化協会やその他機関と連携し講座を実施することができた。	B
55	○高齢者向け教養講座(エナジーカレッジ)の開催	○高齢者向け教養講座(エナジーカレッジ)の開催 町内在住の60歳以上の方を対象に全5回の講座を開講し、8人の申込みがあった。内容は以下のとおり。 ①“古代文化を手を感じる”ハニワ作り体験教室 ②今から始めよう！フレイル予防のための実践運動～長寿社会を楽しく生きるために～ ③AEDの使い方 ④学んで実践！人生を変える食習慣 ⑤オーラルフレイル予防で健康長寿	○高齢者向け教養講座(エナジーカレッジ)の開催 受講者数は少なかったが、講座を重ねていくごとに受講者同士の横のつながりが形成されていくのを感じられた。今年度は新たに“体験”できる講座を取り入れた。町文化財センター、町包括連携協定企業、消防署などと連携し講座を実施した。	B
56	○公民館主催による教養講座の充実	○公民館主催による教養講座の充実 ・2月に「スマートフォンの使い方教室(入門編)」を実施予定。 ・3月に「いきいき健康教室」を計4回実施予定。健康や運動に関する講話を交えながら脳トレや筋トレ、ストレッチ等の実技を行う予定である。	○公民館主催による教養講座の充実 実施前の段階ではあるが、スマートフォンの使い方教室については申込み状況も良く、町民のニーズに沿った講座が企画できたと感じている。	B
57	○家庭教育学習機会の提供	○家庭教育学習機会の提供 ・他部署で保護者向けに同様の講座(ほめトレ講座)を実施しているため、今年度は開講しなかった。	○家庭教育学習機会の提供 今年度は講座を開講しなかったため無し。	C

58	<p>○読書推進活動の充実</p>	<p>○読書推進活動の充実</p> <p>【ブックスタートや読み聞かせなどによる読書推進活動の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちに読書の楽しさや喜びを知らせ、正しい読書の習慣を身につけさせることを目的に、ブックスタートや読み聞かせなど子ども向け読書推進活動を実施した。 ・行事としては絵本と関連させ、「手島圭三郎絵本原画展」、甘楽町を材にした「にゅうどうぐも複製原画展」を行った。 ・その他、図書館まつりにおいて、人形劇「ぼくたちのプレーメン」の上演したほか、手作り工作講座「かわいいハロウィンかぼちゃを作ろう!」「木の実を使ったクリスマス工作」では親子が触れ合いながら参加できるイベントを行った。 ・成人対象には「大人のための朗読会」を開催し、参加者の琴線に触れ好評であった。 <p>令和7年2月には、「スパイス入門講座」を開催予定である。</p> <p>【他機関との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校との連携としては、図書室司書や教員からの要望により、児童向けの図書や紙芝居、大型絵本等を学校に貸出している。授業の資料としての使用や、図書委員による読み聞かせに使用されるほか、児童の興味を持った事柄に関する本を希望されることもある。また、学校と連携したスタンプラリーも実施しており、学校図書室または町図書館で本を借りるとスタンプがそれぞれで押され、20個達成すると賞状が贈られる。 ・町内幼・保育園では、年長児を対象に図書館の楽しさを知ってもらうため図書館体験を実施している。 <p>【図書館通帳の利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年10月から導入し、読書推進の一助となっている。 <p>令和7年1月18日時点で累計1,984冊発行済み(新規269冊増、繰越284冊)。</p> <p>【県立図書館などとの相互貸借事業の周知】</p> <p>図書館内ポスターで周知した。貸出冊数204冊、借受冊数207冊。(R6.12.30時点)</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最新のコミック本を新たに購入するとともに、令和6年7月より、図書館資料の貸出しを1人当たり18点に加増させ、利用者の利便性を高めた。 	<p>○読書推進活動の充実</p> <p>【ブックスタートや読み聞かせなどによる読書推進活動の充実】</p> <p>様々な読書推進事業により、新たな利用者の拡大や読書の普及推進につなげることができた。「吉岡町子ども読書活動推進計画(第2次)」にもあるブックスタート、巡回紙芝居、読み聞かせ、パネルシアター、スタンプラリーの実施で、乳幼児～小学生(子育て世代の父母)の図書館利用率は高い。</p> <p>「群馬県の図書館2024」で、県内公立図書館24館中、2位の貸出し実績である。</p> <p>【図書館通帳】</p> <p>令和3年度の導入事業であるが、興味関心を持って読書通帳を作っている。通帳の繰越利用者もいるため、読書意欲の促進につながっている。</p> <p>【県立図書館などとの相互貸借事業の周知】</p> <p>他の図書館の図書を町の図書館で借りることができ利用者の利便性を図ることができた。</p>	B
59	<p>○図書館ボランティアへの支援</p>	<p>○図書館ボランティアへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館ボランティア「わらべの会」として、読み聞かせ、図書館内の環境美化、ブックスタートの3つのグループが活動を行った。図書館では事務局を受け持つほか、補助金等の交付を行った。 	<p>○図書館ボランティアへの支援</p> <p>図書館ボランティア「わらべの会」を支援することで、子ども・幼児の読書推進活動を進めることができた。</p>	B
60	<p>○社会教育委員活動の充実</p>	<p>○社会教育委員活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町社会教育委員会議を6月に開催した。 ・社会教育委員主催事業として『親子ウォークラリー大会』を開催し、準備会及び本番に従事した。準備会のみ参加だったが、今年度も吉中ボランティアに協力していただいた。 	<p>○社会教育委員活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度古代生活体験ツアーを実施したため、今年度は親子ウォークラリー大会実施した。社会教育委員の普及活動につながった。 ・吉中ボランティアの参加があったことで、中学生ならではの視点から意見ももらえ、社会教育委員にとっても良い刺激となった。 	B
61	<p>○社会教育主事資格の取得促進</p>	<p>○社会教育主事資格の取得促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、職員1名が受講中である。 ・引き続き群馬会場が開設され、オンラインと参集を組み合わせることができるため、受講しやすい体制である。 	<p>○社会教育主事資格の取得促進</p> <p>社会教育主事資格1名取得見込み。社会教育を推進する人材の養成を行うことができた。</p>	B

(3)青少年健全育成の推進

	事業名	評価	
62	○子ども会活動の充実 ○子ども会活動の充実 スポーツレクリエーション大会及び吉岡町上毛かるた大会、北群馬上毛かるた大会を開催した。今年度は、児童数減少による子ども会の合併がなく、31団体。	○子ども会活動の充実 スポーツレクリエーション大会の種目をスマイルボウリングとしたので、保護者も事前練習の負担が少なく好評であった。	B
63	○子ども交流事業の推進 ○子ども交流事業の推進 ・大樹町側の受入れ体制が変わり、事業開始以来初めての冬の訪問となった。 ・【 8月】公開抽選会：15人の定員に対し、町内小学5、6年生26人の応募があったため抽選を行った。 ・【10月】事前研修①：当選者及び保護者に対し説明等を行った。 ・【12月】事前研修②：児童のみの参加。何を目的として参加するのか、各児童タブレットで作成し、発表。 ・【 1月】本研修：3泊4日の自然体験活動、宿泊体験を実施した。 事後研修：児童のみの参加。活動のまとめをタブレットを用いて作成。	○子ども交流事業の推進 体験活動及び宿泊体験を通し、参加児童の自立心、協調性等を高めることができた。今回は都合により大樹町児童との直接的な交流は持てなかったが、吉岡町内2校の小学校の児童が同じ班として活動することで、新たなつながりを育むことができた。	B
64	○各種ボランティア活動への参加促進 ○各種ボランティア活動への参加促進 【吉中ボランティア】 ・町や自治会の求めに応じ、中学生が休日にボランティアとして地域貢献活動を行う活動。 ・生涯学習室(地域学校協働センター事務局)が、中学校と町・自治会を繋げる橋渡し役となった。 ・町・自治会からのボランティア要請23件。(二十歳のつどい、ふるさと祭り、資源ゴミ回収、運動会補助、花植活動等)、ボランティア参加生徒のべ約200人。(1月20日現在)	○各種ボランティア活動への参加促進 【吉中ボランティア】 ・中学生が町や自治会の行事に参画することで、地域の大人と中学生の交流が図られるとともに、地域の活性化に繋がった。 ・ボランティア活動に参加した生徒の自己肯定感や自己有用感を育むことができた。	A
65	○青少年健全育成活動の実施 ○青少年健全育成活動の実施 【吉岡町青少年育成会の活動】 ・青少年健全育成会総会・研修会で県警察安全部子供・女性安全対策課の方から「考えよう 子どもたちがこれから できること」の講演会を実施した。 ・各自治会とも花いっぱい運動や各種伝統行事(「道祖神祭り」等)の継承活動に取り組みが再開した。また、夏祭りでふれあい交流会を実施した自治会が増えてきている。 【吉岡町青少年育成推進員連絡協議会の活動】 ・青少年育成推進員研修会で渋川警察署生活課安全課長と吉岡町交番所長の講演会を実施した。 ・健全育成標語を町内3校から募集し、最優秀の標語を看板にして、各校のまわりに掲示した。 ・ふるさと祭りで昔遊び(長風船づくり・割りばし鉄砲・コマ回し)による交流活動を行った。 ・駅頭キャンペーンで、JR群馬総社駅において、声がけと啓発用物品を配布した。 ・夜間青色パトロールとして、毎月2回(7・8・9・3月は毎週)、1班4人で午後8時から9時まで青色パト車で町内20箇所(公共施設や町内コンビニ等)を巡視した。	○青少年健全育成活動の実施 【吉岡町青少年育成会の活動】 ・総会の研修会を通して、青少年の問題について理解が深まった。 ・青少年健全育成会では、各地域における健全育成活動(花いっぱい運動、地域伝統行事への参加)を推進したことにより、「豊かな心」の育成と子どもを地域で見守る地域ぐるみの健全育成活動に繋げることができた。 【吉岡町青少年育成推進員連絡協議会の活動】 ・健全育成標語は、学校との連携により子どもたちに青少年健全育成や非行防止について考える機会を与えることができた。ふるさと祭りを通して、子どもたちと交流をする機会を経験して、青少推メンバーの意識の高揚を図ることができた。 ・駅頭キャンペーンは、マナー遵守や非行防止啓発のほか、高校生の実態把握に効果のある活動であるとともに、青少推の存在を周知する活動となった。 ・夜間青色パトロールを実施することで、危険箇所やたまり場の把握等、非行の未然防止につなげることができた。	B

(4)人権教育の推進

	事業名		評価	
66	○人権発表会の開催と人権啓発資料の作成	○人権発表会の開催と人権啓発資料の作成【吉岡町人権教育推進協議会の活動】 ・総会での講演「人権教育の推進について」実施 ・人権ビデオ視聴、活動の協議、情報交換の実施 ・中部地区人権教育指導者研修会 3人参加 ・視察研修(前橋刑務所)18人参加 ・人権発表会の開催 小中学生による人権作文の発表、吉岡中本部役員による町子ども会議の報告、人権擁護委員の発表、人権作文集に掲載される児童生徒のべ129名の表彰を行った。 ・人権ポスター作品展示を実施した。 ・人権作文集「明るい吉岡町」では、児童・生徒55名の作文、中学生の標語48名、人権教育推進協議会委員10名の作文、一般応募1名の作文、人権教育推進協議会の活動・各学校の人権教育紹介のほか、各校4枚、計12枚の人権ポスターを掲載した。	○人権発表会の開催と人権啓発資料の作成【吉岡町人権教育推進協議会の活動】 ・人権教育推進協議会委員を対象として、人権講話をしたことで、人権意識を高めることができた。 ・人権ビデオを視聴して人権意識の高揚が図られたと共に、今後の協議会の活動を検討でき、共通理解ができた。 ・中部地区人権教育指導者研修会を通して、人権意識を高めることができた。 ・視察研修で、受刑者の人権について考える良い機会になると共に、人権意識を高めることができた。 ・人権発表会は、教職員の力を借りることなく、発表・表彰を実施することができた。 ・人権作文集を作成し全戸配布することで、住民の人権感覚の啓蒙に大きく役立てることができた。	B

(A:拡充 B:継続 C:見直し D:廃止)

3 文化・スポーツ

(1)伝統文化の保存と活用

	事業名		評価	
67	○文化財保護のための支援	○文化財保護のための支援 ・郷土伝承芸能団体に補助金を交付している。 ・町指定文化財の森田家住宅と三宮神社の修復工事に対し補助金を交付する予定。 ・群馬県と協力し、町内の美術工芸品調査を実施した。 ・住民所有の古文書調査を実施した。 ・町内所在の古老名木調査を実施した。	○文化財保護のための支援 ・維持するために費用が必要な文化財に対して、補助金を支出することで、文化財所有者・管理者の支援につながった。 ・これまで把握していなかった未指定文化財を調査し、記録に残して価値づけすることができた。 ・『吉岡村誌』編さん以降の文化財の状況について、調査を進めることができた。	B
68	○文化財センター情報発信事業の推進	○文化財センター情報発信事業の推進 ・文化財センター企画展として「吉岡町の鬼面石宮～鬼のお面がついたお宮～」を実施している。 ・文化財紹介動画「佐渡奉行街道と大久保宿」を現在作成中、3月頃YouTubeにて配信予定。 ・8月7日(水)、夏休み子どもときめき講座と連携し、「ミニ円筒ハニワ作り体験」を実施し、小学生25名が参加した。 ・9月11日(水)、吉岡町立吉岡中学校の職場体験学習の受け入れを行った(3名)。 ・11月30日(土)、「南下古墳群公開デー」を実施し、41名が参加した。 ・12月15日(日)、社会教育委員主催事業「親子ウォークラリー」と連携し、土器に触れられる体験を行った。 ・三津屋古墳の国指定に向け、他市町村の事例収集を行い、文化庁・群馬県文化財保護課からの指導を受けた。	○文化財センター情報発信事業の推進 ・企画展・体験学習・文化財動画の配信等を実施することにより地域資源としての文化財をPRし、町の魅力度向上に貢献できた。展示等を報道提供し、町内外に吉岡町の文化財をPRすることができた。 ・「南下古墳群公開デー」の実施については、手話通訳を導入し、多様な参加者に文化財の価値を伝えることができた。 ・他部署と連携して、パンフレット設置箇所を増加し文化財の更なる魅力発信に努めた。	B

(A:拡充 B:継続 C:見直し D:廃止)

(2)芸術・文化の振興

	事業名		評価	
--	-----	--	----	--

69	○町民文化祭の開催	○町民文化祭の開催 ・文化協会に業務委託し、開催した。 ・【発表部門】開催式・伝統芸能発表会／芸能発表会／歌謡祭／舞踊発表会／能楽愛好会発表会／吟剣詩舞道大会 ・【展示部門】展示会／園児児童生徒作品展覧会 ・【大会部門】囲碁将棋大会	○町民文化祭の開催 ・多くの町民が来場し、町の文化振興、普及に寄与することができた。 ・普段の練習、制作の成果を披露することで文化協会にとっても活力となった。 ・芸能発表会においては、来場者抽選会を復活させるなど、会員の積極的な姿勢も見られた。	B
70	○文化協会への活動支援	○文化協会への活動支援 ・文化祭の開催、万葉歌碑の清掃を行った。文化協会だより(第38号)の発行、視察研修を予定している。 《加盟団体・会員数その他》 ・文化団体登録数71団体(6分野) ・登録会員数 925人	○文化協会への活動支援 ・文化祭の開催、文化協会だよりの発行等により、無形文化財保護思想の普及、文化団体の育成とその自主活動の推進及び地域の芸術文化に資することができた。 ・様々な事業を通し、会員同士のつながりを育むことができた。	B

(A:拡充 B:継続 C:見直し D:廃止)

(3)生涯スポーツの振興

事業名		評価		
71	○生涯スポーツの普及支援	○生涯スポーツの普及支援 【スポーツ推進員活動の充実】 令和6年度関東スポーツ推進委員研究大会千葉大会(6月7日・8日)に参加し、関東近県から参加されたスポーツ推進委員とともに講演及び軽スポーツ等の体験実施交流を図った。また、スポーツレクリエーションフェスティバルin吉岡、町民ミニバレー大会、町民ハイキングは中止となるものの、よしおかふるさと祭りにおける『軽スポーツスタンプラリー』は、200名以上の参加があった。2月には、『ユニバーサルスポーツ教室』を開催予定である。	○生涯スポーツの普及支援 【スポーツ推進員活動の充実】 関東近県から参加されたスポーツ推進委員と軽スポーツ等を一緒に体験することにより資質の向上と相互のコミュニケーションを図ることができた。	B
72	○スポーツ少年団活動の充実	○スポーツ少年団活動の充実 ・団紹介や日本スポーツ少年団団員綱領を音読する結団式を開催し、結団式後に陸上教室を実施した。 ・部活動及びスポーツ少年団に加入している吉岡中学校生徒における経済的負担の軽減及びスポーツ少年団で指導する指導者の養成・育成を図るために、吉岡町部活動地域移行に係る交付金交付要綱を運用している。 ・各单位団の活動については、定期活動及び競技大会参加等の取り組みを行った。 単位団数:10団 指導者数:40名 団員数:400名	○スポーツ少年団活動の充実 ・年々、スポーツ少年団員が減少していく傾向の中、休日部活動地域移行の受け皿として、スポーツ少年団について新たな役割が期待されている。今年度は吉岡町部活動地域移行に係る交付金交付要綱において、指導者のスポーツ安全保険加入料も交付対象に拡大し、指導者の確保につなげている。	B
73	○計画的な施設整備	○計画的な施設整備 各社会体育施設の修繕工事を実施した。施設の老朽化が進んでいる設備のうち、重要度の高い設備から交換改修工事を実施した。 ・町民テニスコート防球・防砂ネット張替工事を実施することにより、快適性を改善した。 ・町民グラウンド手足洗い場補修工事を実施し、利用者の環境改善を図った。 ・八幡山テニスコート電撃殺虫器更新工事を行い、利用者の快適性向上を図った。	○計画的な施設整備 ・社会体育施設における安全性の向上を図ることにより、必要な改修事業ができた。また、施設利用者の満足度が高まった。	B
74	○八幡山グラウンド整備計画の見直し	○八幡山グラウンド整備計画の見直し 八幡山グラウンド整備計画の再検討を実施した。また財源として補助事業の活用が可能であるか確認し具体的な整備活動の方向性について協議することができた。	○八幡山グラウンド整備計画の見直し 八幡山グラウンド整備計画及び財源の方向性について確認することができた。	B

(A:拡充 B:継続 C:見直し D:廃止)

B 教育委員会の活動

教育委員会は、県や市町村に設置される行政委員会のひとつで、教育行政の中立性・安定性を確保するため、地方公共団体の長から独立して設置されています。原則5人の委員で構成され、合議により教育行政における重要事項などを審議し決定しています。

この度、令和6年度の教育委員会の活動を振り返るため、対象期間の教育委員会の活動について、次のとおりまとめました。

1 教育委員会会議の開催状況

	実施状況	評価
① 定例教育委員会・臨時教育委員会	<p>【定例教育委員会・臨時教育委員会】</p> <p>法令に基づき、教育行政に関する重要事項を審議・決定するため、毎月1回の定例教育委員会と臨時教育委員会を開催した。</p> <p>・定例会：12回 ・臨時会：1回</p> <p>町広報誌とホームページに傍聴案内を掲載し、広く周知を行った。また、議事録も町ホームページに掲載した(教育委員会HPにもリンクを貼る)。</p> <p>令和6年9月の定例会から委員へ情報端末を貸与し、Googleのクラスルームを活用したペーパーレス会議を始めた。</p>	<p>教育に関する施策・事業の円滑な実施に資することができた。</p> <p>教育委員会所管の施策・事業の点検・評価を実施し、課題の明確化を図ることができた。</p> <p>教育委員会の議事終了後に行っている連絡事項で、教育委員会の事務・事業の共有を図ることができた。</p> <p>会議の公開では、傍聴人実績は0人だが、議事録をHPに掲載することで、どんなことが話し合われているのか見て頂く場を設けることができた。</p> <p>会議のペーパーレス化及びICTを活用した委員会運営が導入できた。</p>

※審議案件等一覧

開催日	会議区分	案件区分	件名	
4月19日	定例会	議案	議案第17号	教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の実施方針について
			議案第18号	教育に関する事務の点検・評価委員の委嘱について
			議案第19号	吉岡町学校運営委協議会委員の任命について
			議案第20号	吉岡町地域学校協働活動推進員の委嘱について
			議案第21号	吉岡町いじめ問題対策専門委員会の委員委嘱について
			議案第22号	吉岡町いじめ問題対策連絡協議会の委員委嘱について
			議案第23号	吉岡町学校教育関係補助金交付要綱の一部を改正する訓令
			議案第24号	吉岡町学校給食センター業務委託推進委員会設置要綱及び吉岡町学校給食センター調理業務等委託業者選定委員会設置要綱を廃止する訓令
			議案第25号	吉岡町学校給食センター設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
			議案第26号	吉岡町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
5月22日	定例会	議案	報告 第4号	吉岡町社会教育委員の委嘱について
			議案第27号	令和6年第2回定例町議会提出予定議案(条例)の作成に対する意見について
			議案第28号	令和6年第2回定例町議会提出予定議案(予算)の作成に対する意見について
6月19日	定例会	議案	議案第29号	吉岡町独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金に関する規則
			報告 第5号	吉岡町人権教育推進協議会委員の委嘱について
			議案第30号	吉岡町通学バスの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
			議案第31号	吉岡町教育支援センター設置条例施行規則
			議案第32号	吉岡町文化センター運営委員及び吉岡町公民館運営審議委員の委嘱について
議案第33号	吉岡町部活動地域移行に係る交付金交付要綱の一部を改正する訓令			
議案第34号	吉岡町学校給食センター整備基本計画検討委員会設置要綱			
議案第35号	吉岡町学校給食センター整備基本計画検討委員会委員の委嘱について			

7月10日	定例会	議案	議案第36号	令和7年度使用教科用図書の採択について
			議案第37号	吉岡町文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
8月21日	定例会	議案	議案第38号	令和6年第3回定例町議会提出予定議案(報告・条例)の作成に対する意見について
			議案第39号	令和6年第3回定例町議会提出予定議案(予算)の作成に対する意見について
			議案第40号	吉岡町教育委員会委員の情報端末の貸与に関する規程
9月18日	定例会	議案	議案第41号	吉岡町学校施設の開放に関する条例施行規則
			議案第42号	吉岡町部活動地域移行に係る交付金交付要綱の一部を改正する訓令
			議案第43号	吉岡町立学校教育職員の地域クラブ活動に係る兼職兼業の許可の取り扱いに関する要綱
			議案第44号	吉岡町学校運営協議会委員の任命について
10月1日	臨時会	議案 報告	議案第45号	吉岡町学校運営協議会委員の任命について
			報告第6号	吉岡町教育委員会教育長職務代理者の指名について
			報告第7号	吉岡町人権教育推進協議会委員の報告について
10月23日	定例会	議案	議案第46号	吉岡町学校給食センター整備基本計画検討委員会設置要綱の一部を改正する訓令
			報告	報告第8号
		報告第9号	吉岡町人権教育推進協議会委員の委嘱について	
11月20日	定例会	議案	議案第47号	令和6年第4回定例町議会提出予定議案(予算)の作成に対する意見について
			議案第48号	令和7年度要保護・準要保護児童生徒の認定基準について
			議案第49号	吉岡町文化センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
12月18日	定例会	—	—	—
1月22日	定例会	議案	議案第1号	吉岡町教育委員会教育情報セキュリティポリシーについて
2月19日	定例会	議案	議案第2号	令和7年第1回定例町議会提出予定議案(予算)の作成に対する意見について
			議案第3号	令和6年度末県費負担教職員(管理職)人事の内申について
		報告	報告第1号	令和6年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書(素案)について
3月24日	定例会	議案	議案第4号	令和6年度教育に関する事務の管理、執行状況の点検及び評価の結果について
			議案第5号	令和7年度吉岡町教育行政方針について
			議案第6号	吉岡町外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則
			議案第7号	吉岡町児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令
			議案第8号	吉岡町児童生徒家庭通信環境整備支援金交付要綱の一部改正する訓令
			議案第9号	吉岡町第3子以降学校給食費免除実施要綱の一部を改正する訓令
			議案第10号	吉岡町社会教育委員の委嘱について
			議案第11号	吉岡町部活動地域移行検討委員会委員の委嘱について
			議案第12号	吉岡町地域学校協働活動推進員の委嘱について
			議案第13号	吉岡町文化財調査委員の任命について
			議案第14号	吉岡町三津屋古墳専門委員会設置要綱
			議案第15号	吉岡町・大樹町子ども交流事業実施要綱の一部を改正する訓令
			議案第16号	吉岡町青少年育成推進員連絡協議会事業費補助金交付要綱の一部を改正する訓令
			議案第17号	吉岡町スポーツ競技大会奨励金交付要綱の一部を改正する訓令
			議案第18号	吉岡町図書館ボランティア事業費補助金交付要綱を廃

			止する訓令
		議案第19号	教育委員会事務局職員の人事異動について
	報告	報告第2号	令和6年度末 吉岡町立学校人事異動について

2 教育委員会会議以外の活動状況

	実施状況	評価
①教育委員の行事等参加状況	【教育委員の行事等参加状況】 国指定特別史跡のある埼玉古墳群及び埼玉県立さきたま史跡の博物館への視察を実施することができた。 市町村教育委員会連絡協議会主催の新任教育委員研修会、町村教育長会主催の教育長・教育委員合同研修会へ参加できた。 また、定例会終了後、教育委員協議会を実施し、各委員が順に座長となりテーマを提示して協議を行った。	古墳群や文化財の維持管理や周知啓発活動などの様子を伺えたことや、教育委員協議会を行うことで問題検討への意識が高まり、教育施策立案に資することができた。

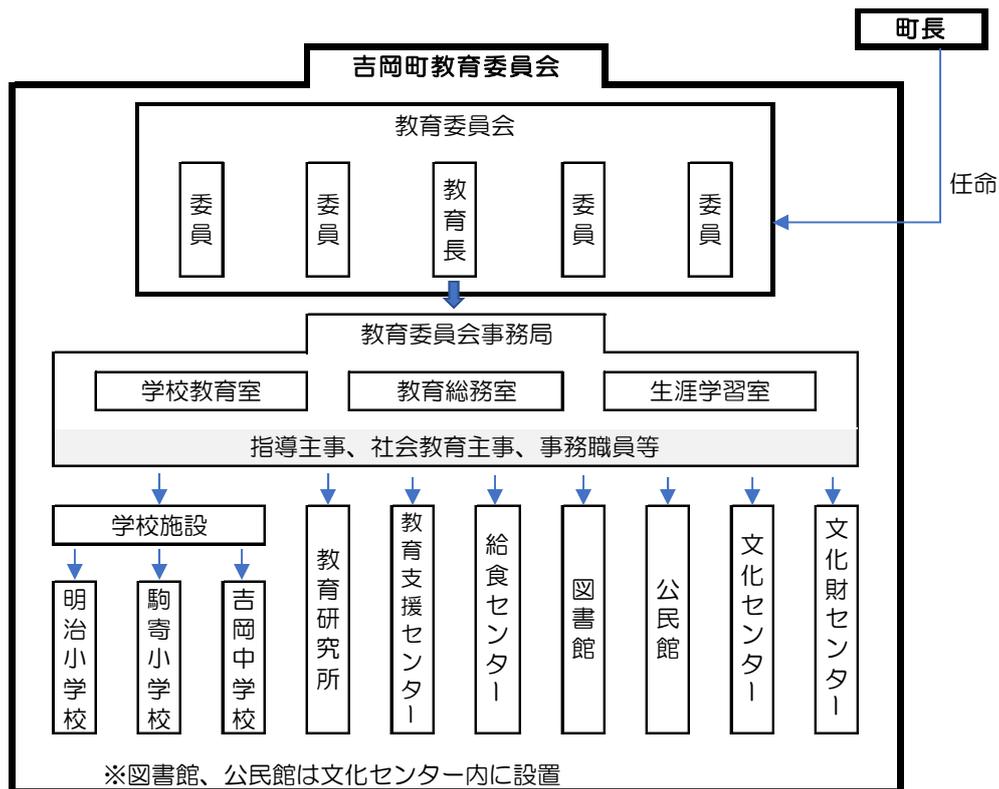
※主な活動

開催日	行事名	出席者	会場
令和6年4月 1日	吉岡町教職員辞令交付式	全委員	文化センター
4月 8日	町立小中学校入学式	全委員	各学校
5月 8日	第15回 EDIX 東京(教育総合展)	全委員	東京ビッグサイト
6月19日	ひばりの家視察	委員4名	ひばりの家 (吉岡町教育支援センター)
7月10日	視察研修 埼玉県立さきたま史跡の博物館、 埼玉古墳群	全委員	埼玉県行田市
9月12日	JICAプロジェクトにおけるルアンダ 政府関係者の駒寄小学校視察	委員4名	駒寄小学校
9月18日	明治小学校視察	全委員	明治小学校
9月21日～23日	大樹町子ども交流事業研修先等 視察(柏林公園まつり)	委員2名	北海道大樹町
10月 1日	新任教育委員辞令交付式	委員2名	吉岡町役場
	第1回総合教育会議	委員4名	文化センター
10月23日	駒寄小学校視察	委員4名	駒寄小学校
11月15日	新任市町村教育委員研修会	委員1名	沼田市 ホテルベラヴィータ
11月20日	吉岡中学校視察	全委員	吉岡中学校
12月25日	吉岡町子ども会議視察	委員3名	文化センター
令和7年 1月17日	町村教育長・教育委員合同研修会	委員3名	中部教育事務所
1月22日	CAP 研修	全委員	文化センター
3月13日	吉岡中学校卒業式	全委員	吉岡中学校
3月24日	町立小学校卒業式	全委員	明治小学校、駒寄小学校

<教育委員の構成>

職名	氏名	現在の任期	備考
教育長	山口 和良	令和4.10.1～令和7.9.30	※再任。最初の任命日:令和元.6.5
教育長職務 代理者	田中 知子	令和2.10.1～令和6.9.30	※令和6.9.30まで教育長職務代理者
	小出 朗	令和3.10.1～令和7.9.30	※令和6.10.1から教育長職務代理者
委員	萩原 奈津季	令和4.10.1～令和8.9.30	
委員	石田 利久	令和5.10.1～令和9.9.30	
委員	八高 泉	令和6.10.1～令和10.9.30	

<教育委員会の組織図>



V 点検・評価委員の指導・助言事項

令和6年度は、5カ年計画として策定された「吉岡町教育大綱」の3年目に当たる。

同大綱では紡ぐ3「学びのまち・吉岡」の推進を掲げ、それを受けて2つの基本理念と、3つの基本方針を示して、令和5年度の教育行政方針を策定し、それに基づく主要施策・事業と教育委員会の活動状況について点検・評価するものである。

点検・評価するに当たっては、担当者による点検・評価票（個票）を基にするとともに、聞き取り及び現地での調査もできるだけ実施し、3年目の実績は勿論のこと、今後、事業の計画・実践・検証・改善が行われていくことを鑑みて、改善についても言及することを心掛けた。

以下にその内容を示す。

A 施策・事業の点検・評価

1 学校教育の充実

(1) 学校教育環境の整備

① 学校教育施設の整備・充実

個別施設計画や増加傾向にある児童・生徒数の動向等を踏まえ、より快適な学校生活環境の実現のため、教育施設の整備や維持補修ができたことを大変高く評価する。また、老朽化した学校給食センターの建て替えに向けた取組を着実にできたことを高く評価する。

○1 計画的な学校施設整備

計画的な学校施設の整備は、(ア)吉岡中学校校庭拡張工事、(イ)駒寄小学校校庭拡張に伴う事業、(ウ)安心安全な学校教育環境づくりで構成されている。

(ア) 吉岡中学校校庭拡張工事

用地買収を行い、令和5年度に完了した設計を基に、校庭拡張工事予定であったが今年度の完成に至らなかった。生徒数増加に伴う校舎増築で狭くなってしまった校庭を拡張、生徒の運動・活動環境の改善されることを期待する。

(イ) 駒寄小学校校庭拡張に伴う事業

児童数増加に伴い手狭になっている校庭の拡張を行う事業で、用地買収が完了し、開発申請の業務委託を行い、併せて設計業務委託を行うことができたことを評価する。

(ウ) 明治地区忠霊塔駐車場補修工事

明治小学校保護者等も利用している砂利駐車場の凹凸が目立つようになってきたことから、その修繕を行う工事を実施し、利用者の安全と利便性の向上を図ることができたことを評価する。

今後も、より快適な学校生活環境の実現のため、教育施設の整備や維持補修を計画的に実施されたい。

○2 新たな学校給食調理施設整備の推進

「吉岡町学校給食センター基本計画策定及び整備事業化調査等業務」が委託で

基本計画検討部会を4回、検討委員会を3回開催し、吉岡町に適した学校給食調理施設の整備に向け、基本方針及び基本条件について検討できたことを高く評価する。なお、アレルギー対策のメニューに適切に対応できる調理施設になるよう期待する。新たな給食センターが建設されるまでは、現存施設の調理業務が円滑に行えるよう現施設の維持管理を行っていくことが大事である。

○3 安心安全な学校教育環境づくり

10月25日から11月1日にかけて渋川土木事務所、渋川警察署、建設課用地管理室、建設課都市建設室、学校関係者、PTA代表者、教育委員会事務局教育総務室の参加者で安全点検を行った。小中学校から頂いた通学路の危険箇所情報を基に通学路を歩き、歩行者・自転車の視点から危険性や対策法を検討できたことを高く評価する。

両小学校に見守り指導員が配置でき、登下校時の見守り、校内環境整備等を行ったこと、また、明治小は第2学童東交差点が特に混雑するため、今年度から指導員を1人増加でき、安全性を強化できたことを高く評価する。人材が増員できたことは特によい。

「子ども安全協力の家」は、明治小校区42軒、駒寄小校区71軒で合わせて、113軒である。その周知を図る取組が大事である。また、「子ども安全協力の家」の方には、下校時に子供の見守りを時々お願いしたいところである。

この対策により、事故の件数が減少したかどうか等の成果も検討されたい。

② ICT環境の整備と充実

活用の現状と将来を見通しながらICT機器や学習支援ソフトの計画的な整備・更新を進めるべく、国のGIGAスクール構想に連動した吉岡町の「HiBALIプラン」のバージョンアップを推進したことを高く評価する。

○4 HiBALIプランによるICT環境整備・更新

各学校の通信環境を把握するため、ネットワークアセスメントを実施し、各学校のボトルネックを特定し、改善点を把握することができたことを高く評価する。改善点解決に向けた改修を推進されたい。

③ 学校運営協議会の充実と地域に開かれた学校づくり

「吉岡町学校運営協議会」を充実・活性化でき、協議会での議論を各学校の運営に生かせ、「地域学校協働センター」の活動の充実ができたことを大変高く評価する。そのことで文部科学大臣表彰を受賞したことは賞賛に値する。

○5 学校運営協議会の設置・運営

協議会が年4回開催でき、各委員の積極的な熟議が行われた。さらに、県の研修会に参加することで、他市町村の取組や全国的な状況等を知ることができ、次年度以降の取組の参考にできたことを高く評価する。

○6 地域学校協働センターの活動支援

地域学校協働センターが、学校運営協議会と連携・協働して、「学校を核とした

地域づくり」に向けた事業（休日部活動の段階的な地域移行、吉岡町放課後見守り教室、吉岡町放課後自習室、吉中ボランティア）を十分に充実して展開することができたことを大変高く評価する。学校運営協議会と連携・協働しているとともに地域の活性化に結び付いているところが特によく、「教育の町吉岡」を標榜できるものである。したがって、この活動支援が高く評価され、文部科学大臣表彰を受賞したもので賞賛に値する。

放課後見守り教室の会場増設、小学校長期休業中の「子供の居場所づくり」をしていきたいことであるが、是非推進されたい。

○7 地域ボランティアの協力による学習活動の充実

小学校では、登下校の見守りや農作業体験、読み聞かせ等において、各種地域ボランティアの方々が協力し、中学校では、キャリア教育体験活動や人権学習等において、地域ボランティアの方の協力を得た。その中で、地域の大人と児童・生徒との交流が行われ、「学校を核とした地域づくり」に繋がったことは大変高く評価する。また、各学校を巡回する「地域学校協働活動推進員」の配置が、この活動の充実に結び付いたものと非常に高く評価する。

(2) 確かな学力の定着を図る学校教育の推進

① ICT環境を活用した新しい時代の教育の実践

整備されたICT環境を活用して、学習意欲の向上を図るとともに、「考えて行動できる人」の育成を図ることができた。ICT支援員を継続配置して、授業で効果的な学習が推進できた。このことを大変高く評価する。

○8 「考えて行動できる人」の育成

授業改善において、ICT活用を目的とせず、日常的に活用し、学習者主体の授業づくりを目指す「子供たちが主体的に考え、まとめ、アウトプットする」という工夫が進み、「考えて行動できる人」の育成に結び付いていることを大変高く評価する。学力を認知能力と非認知能力の2つの側面から考えると、ICT活用で認知能力の確かな学力の定着、非認知能力の確かな学力の定着につなげていることが賞賛に値する。この事業を拡張していくとしていることや、ICT活用が日常化され、いわゆる宝のもち腐れになっていないことは素晴らしい。

○9 授業等での効果的かつ積極的な活用とICT支援員の継続配置

授業で効果的な学習が進められる事例が多数見られ、ICT支援員の支援によって、端末の管理や授業準備を積極的に進められた。また、セキュリティポリシー策定に係る研修を定期的に進められた。このことを大変高く評価する。

○10 GIGAスクール運営支援センターの設置及び運営

学校職員が実現したいことを直接相談することで、子供たちと保護者、学校職員にとって、必要なアプリの開発やダッシュボード化が進んでいる。この事業は、他の市町村に類をみない、吉岡町の取組の特色として大変高く評価する。この成果を生かして、事業を拡張していくとしていることも素晴らしい。

② きめ細かな指導の実現

マイタウンティーチャー・教科指導講師を配置し、児童生徒一人一人に指導が行き届く「きめ細かな指導」が実現していることを大変高く評価する。

○11 マイタウンティーチャー・教科指導講師による「個別最適な学び」への支援

明治小学校に2名、駒寄小学校に1名のマイタウンティーチャーを配置し、初任者の後補充を兼ねた担任業務や少人数指導等に活用できた。また、教員免許をもつ者をあてることで、必要に応じて児童に指導ができ、担任の補助的な役割を十分に果たすことができた。このことを高く評価する。今年も教員免許状を有する人を配置できたが、今後も継続して配置できるようにするとともに、「教科指導講師」としての役割も担えるように期待する。

③ 教育支援委員会の充実

教育支援委員会を開催し、関係部署・保護者などと連絡を取り合い、困り感を持つ子ども・保護者に寄り添った適正な諮問・答申を行うことができた。両小学校に通級指導教室を設置し、通級指導が充実できた。学級補助員が20名配置でき、個別支援が充実できた。このことも吉岡町の教育の特色として高く評価できる。

○12 教育支援委員会の開催

1学期のうちから、町の「子育て支援室」と連絡を取り合い、新入児の中で特別に支援の必要な園児等の情報を早めに入手し、必要に応じて、保護者と連絡を取り、面談や特支学級の見学、就学に関する助言ができたことは高く評価できる。

学校・町内幼保育園とも教育支援連携協議会等を通じて情報交換を行い、町の教育支援委員会を11月に開催し、諮問・答申ができた。また、各校ごとに関係児童生徒の保護者と教育相談を行い、次年度の方向性を協議できた。高く評価できる。

○13 学級補助員の配置による学級支援

明治小学校に7人（低学年3・特支4）、駒寄小学校に8人（低学年3・特支5）、吉岡中学校に5人（特支5）の計20人を配置し、個別支援を実施できた。学級支援が充実したことを高く評価する。

○14 通級指導の充実（制度外通級を含む）

今年度も、小学生の通級指導教室を県費で設置できた。また、通級指導教室において、音声言語検査による対象児童の洗い出しと保護者への啓発指導を行い、言語障害だけでなくLDやADHDの児童の受け入れも行ったことは、吉岡町の特色として大変高く評価できる。通級指導教室在籍者86人（明小46人、駒小35人、未就学児5人）で昨年より増え、通級を希望する家庭が増えていることから、一層の充実を期待する。

④ 読書活動の充実

学校図書司書補助員を配置し、学校図書館資料の充実を図るとともに、各学校の読書活動と図書館利用が一層活発になるようにすることができたことを評価する。

○15 学校図書司書補助員の配置と司書教諭との連携

図書室の利用推進を図るため、学校図書の整理や図書室の運営補助を行う学校図書司書補助員を配置でき、司書教諭とともに図書室の利用推進と児童生徒の読書活動の活性化を図ることができたことを評価する。

読書活動の充実のために、吉岡町の図書館との連携をお願いしたい。例えば、学校を吉岡町の移動図書館として、月に1度程度開館し、そのとき、子供の読書相談（本のソムリエ的なこと）を推進することを提案する。あるいは、吉岡町の図書館で、子供の読書相談会（本のソムリエ的な活動）を期待したい。なお、図書館に新聞を備え、NIE教育を推進されることを期待する。

⑤ 英語教育の推進

英語を母国語または公用語とするALT（外国語指導助手）を各校に1人ずつ配置し、語学学習や国際理解教育を推進できたことを評価する。また、英語に堪能な日本人の外国語活動指導助手を配置し、小学校中学年の「外国語活動」や低学年の課外で実施する『英語に親しむ活動』において担任が行う授業を補助することができたことを評価する。ALTや日本人の外国語指導助手の継続配置が大事である。

○16 ALT・外国語活動指導補助員の配置

今年度も各校に1名の外国人ALTを、明治小低学年及び駒寄小1～3年に外国語活動指導のための補助員として1名（日本人）を配置できた。

ALTの配置によりネイティブの英語に触れる機会が増え、英語を使ったコミュニケーション能力の向上と国際理解や異文化理解を高めることができた。また、外国語活動指導補助員の配置により、小学校低学年から英語に触れることができ、中高学年での外国語活動への円滑な移行ができる基盤が作れた。

これも吉岡町の特色としての英語教育の充実を示すものとして大変高く評価する。今後も、優秀なALT、外国語活動指導補助員の確保を図って、事業の継続を期待する。

(3) 豊かな人間性と健やかな身体を培う教育の推進

① 基本的な生活習慣の確立と感染症対策の徹底

早寝早起き朝ごはんなど基本的な生活習慣の確立を図り、学校保健充実のための条件整備を進めることができたことを評価する。各種感染症への罹患や食中毒を防止するため、手洗いや手指の消毒を習慣化するとともに、自らの体調の管理や感染防止対応能力の向上を図るとともに、学習環境における感染症対策を徹底するため物的・人的支援を行えたことも高く評価する。

○17 学校保健指導・衛生管理・新型コロナ感染症対策の充実

栄養教諭が、学校での保健指導に加わり、食生活指導を実施した。また、面談指導を希望した保護者に対しては、養護教諭とともに個別指導を行った。面談指導を希望しなかった児童生徒の保護者に対しては、食生活指導の資料を渡し啓発に努めた。また、各学校で年に1回程度学校保健委員会を開催し、保健委員や養護教諭等が発表を行った。加えて、今までの新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を参考

に、インフルエンザの流行等においても、感染拡大防止のための適切な指導を各校ごとに進めることができた。

このように充実した活動ができていることを高く評価する。

② 豊かな心と規範意識を身に付けた児童・生徒の育成

「特別の教科 道徳」をはじめ各教科の授業や特別活動など全ての教育活動を通じて、思いやりのある心・感動する心を持ち、物事を自ら正しく判断・行動することができる児童・生徒の育成ができていることを高く評価する。また、教職員自らが人権感覚を磨くとともに、児童・生徒が日常の学校生活や人権週間を通して人権尊重の精神を身に付けることにより、暴力やいじめを許さない学校づくりができていることも評価する。

○18 道徳教育・人権教育の充実

人権尊重の心を養うために、人権について考えていることや感じていることを作文や標語やポスターに表現できた。さらに、吉岡町子ども会議を開催し、各校代表児童生徒による、いじめ防止の取組や学校の決まりや校則の見直しについて、話し合うことができた。加えて、吉岡町人権教育推進協議会による児童生徒意見発表会において、各校代表児童生徒が意見発表や吉岡町こども会議の報告を行うことができた。このことを評価する。道徳の授業の中で、教科書（資料文）に対しての読み聞かせ団体の活用を期待する。

○19 いじめを許さない心を育む教育の推進

「吉岡町いじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」を公表により、保護者の関心が高まったことは評価する。また、吉岡町いじめ問題対策連絡協議会、吉岡町いじめ問題対策専門委員会を定例開催できた。そして、各校とも、いじめ認知と事案について、各種方針に沿って解決に向け、組織的に取り組むことができた。

いじめ防止対策推進法で示されたことがよく取り組まれていると高く評価する。法の中で、必ず評価をして、次に繋げていくとなっているので、そこを大切にされたい。

令和4年12月に生徒指導のための生徒指導提要が改訂された。今回の改訂の中に、「第Ⅱ部 個別の課題に対する生徒指導、第4章 いじめ」が設けられ、具体的な取組の指針が記述されている。これを、生かしたいじめを許さない心を育む教育を、各校の教職員の認知・理解度の温度差の解消を図りながら推進されることを期待する。

③ 福祉教育・環境教育の推進

障がいに対する教職員の理解を深めるとともに、児童・生徒が高齢者や障がいのある人への理解を深められるよう福祉教育が進められていることを高く評価する。また、自然体験活動などに参加できる機会を設け、奉仕的な活動を大切にすることを学ばせるとともに、ごみの分別やリサイクルなどの身近な環境問題に関する理解を深め、自己有用感の向上と持続可能な社会を生きることについて考えようとする

態度を育てる環境教育が行われていることを高く評価する。

○20 障害平等研修（D E T）による教職員の障がいに対する意識の向上

C A Pぐんまの講師を招き、全教職員を対象に研修を実施し、障がいに対する意識が向上し、指導に生かすことができたことは高く評価する。毎年、研修は継続実施してほしい。

○21 環境教育の推進

小学校では、緑の少年団や環境美化委員会として緑化運動にを実施し、中学校では、日常の清掃活動や委員会活動、除草等の環境美化活動も行った。また、P T A活動で花植の活動を行った。地域の方の協力で環境美化活動ができているところが特によい。活動が継続実施されていることを評価する。

コミュニティ・スクールとしての視点で、環境教育を工夫・充実して推進されることを期待する。

④ 食育活動の推進

吉岡町健康づくり計画をふまえ、学校給食センター、栄養教諭と学校・関係機関の連携を図り、児童・生徒及び保護者に対する啓発等の食育活動が推進できていることを評価する。コミュニティ・スクールを推進する上で、食育教育はよいテーマであり、「弁当の日」の推進を新規事業にすることを提言する。

○22 栄養教諭等を中心とした食育教育の推進

I C Tを活用し給食時間に食育指導を実施するとともに、毎月、掲示板に食に関する掲示を行うことができた。加えて、給食時間の5分間指導（クラス訪問）を実施できた。この効果も出ていることから、取組を大変高く評価する。

⑤ 安全教育の推進

登下校時をはじめ、生活のあらゆる場面で、『自分の安全は自分で守る』という意識を深め、必要や知識と技術を身に付けられるよう、交通安全・防犯・防災教育ができている。また、小学校に見守り指導員を配置し児童の安全を確保するとともに、学校外で児童・生徒を見守り、安全を確保する地域ボランティア活動や安全協力の家の依頼など、地域との協力を図られている。このことを高く評価する。

○23 交通安全教育・防災教育の充実

渋川警察署や町の交通指導員の指導による交通安全教室の開催し、正しい自転車の乗り方などを体験できた。火災や地震、不審者を想定した避難訓練を各校で実施したほか、Jアラートを活用した避難訓練を実施できた。いい事業を実施できたことを評価する。ただ、日頃の登下校指導の中でも交通安全教育を推進するとともに、授業の中でも防災教育に関するものを取り入れてほしい。

⑥ キャリア教育の推進

小学校から中学校までの9年間の自分を見つめるためのキャリアパスポートの効果的な活用を進めるとともに、生徒が自らの将来を考え、適切な進路選択ができ

るよう職業に関する学習の充実など、「キャリア教育」が推進できたことを高く評価する。コミュニティ・スクールの視点を入れて「キャリア教育」を推進されたい。

○25 キャリアパスポートの活用によるキャリア教育の充実

各学年の発達段階に応じた生徒一人一人が将来への夢や希望をもち、進路意識を高めるような指導ができた。また、生徒が適切な進路選択ができるよう地域社会と連携した職場体験の充実など「キャリア教育」の推進を図ることができた。加えて、学校評価の項目にも経常的に評価する仕組みも取り入れた。このことに対して高く評価する。コミュニティ・スクールの視点から、キャリアパスポートの中に、地域での活動の記載を入れることを提言する。また、キャリアパスポートのデジタル化も吉岡町ならばできるものと思う。

(4) 子どもたちの健やかな成長を支援する取組

① 心の安定を図る支援の充実

学校では、スクールカウンセラーを活用した相談体制の整備や児童生徒が自己肯定感を高める教育活動を展開するとともに、自らの辛さ・悩みを他に伝えやすい環境づくりや自殺予防対策としてSOSの出し方教育を行うなど、全ての子供が楽しく健全に成長できるような取組を進めることができた。不登校対策の更なる充実、ヤングケアラーへの支援、家庭における虐待の防止等、子供が安心して学習できる環境づくりを進めるため、関係機関等と連携した取組ができた。このことを吉岡町の教育の特色として、大変高く評価する。

○26 教育相談体制の充実

必要とする児童生徒の保護者からの相談に応じられるよう、スクールカウンセラーを各校とも週1日常駐する体制を継続できた。また、高崎市教育センターの協力で、希望する職員に対し、教育相談初級認定取得が推進できた。このことは大変評価できる。今後も教育相談初級認定取得を推進されたい。また、体制は整っているので教育相談の一層の充実が図られるものと期待される。

○27 教育支援センター「ふれあい教室」の運営

不登校児童生徒の学校生活への復帰を支援するため、教育支援センター「ふれあい教室」を設置し、そこで、登校できない児童生徒に対し、きめ細かな指導ができた。適切な運営ができていないことを大変高く評価する。

○28 教育支援センター「ひばりの家」の運営

学校に通うことを第一目標とせず、不登校傾向の児童生徒が家庭から一歩踏み出し、同じ悩みをかかえる者同士の交流や、自分の話を傾聴してくれる大人や興味を共有できる人などのとの出会いや経験の場となる新たな居場所「ひばりの家」を新設できたことを大変高く評価する。これも吉岡町の教育の大きな特色になる。

指導員を2名配置し7月から開所、10月からは給食の提供を開始、令和6年度中にはトイレの改修工事を実施した。前橋市教育委員会青少年支援センターと連携し、各種行事に参加できる体制を整えることができた。入所者は9名（小学生5名、中学生4名）である。実績も出て賞賛に値する。

○29 Y' ODS（吉岡オーブンドアサポート事業）の充実

各校1人配置できた。内容は、登校できない児童生徒に対し、家庭訪問し、児童生徒や保護者とのコミュニケーションをとり、登校につなげたり、適応指導教室につなげたりする。かなりの成果が出ている。これも吉岡町の教育の特色として、大変高く評価するものである。

○30 放課後見守り教室・吉中生放課後自習室事業への支援

町地域学校協働センターの取組として、放課後の児童の居場所づくりを主目的とした「放課後見守り教室」、中学生の自主学習の場を提供し支援する「吉中生放課後自習室」を引き続き実施できた。これも吉岡町の教育の特色として大変高く評価できる。

実績として、「放課後見守り教室」は、5教室で合計38人で、「吉中生放課後自習室」は、登録生徒41人で、昨年度より増えている。

以上の○28, ○29, ○30の事業は、コミュニティー・スクールを推進する吉岡町として、とてもよい事業として位置付けられる。スタッフを確保して、事業を拡充していくことができるものと期待される。

○31 児童虐待防止対策の推進

月1回定例の要保護児童対策地域協議会において、対象児童生徒および保護者に関する情報交換・相談を行うことができた。また、各校で虐待の疑いがあった場合は、学校教育室と子育て支援室、児童相談所等を交えて、対応の協議ができた。いい取組ができていることを高く評価する。

生徒指導提要の改訂の中に、「第Ⅱ部 個別の課題に対する生徒指導、第7章 児童虐待」が設けられ、具体的な取組の指針が記述されている。これを、生かした児童虐待防止対策を講じられることを期待する。

○32 自殺防止対策の推進

町及び各校の「いじめ防止基本方針」に基づき、各校での取組を推進できた。また、町の「自殺防止協議会」に室長が参加し、学校の現状の共有を図り、町の取組を踏まえた情報を各校に必要な応じて展開できた。とてもよい取組ができていることを大変高く評価する。

○33 ヤングケアラー問題への取組

一昨年の小学5年生から中学3年生対象に実施したヤングケアラーに係る実態調査を踏まえ、昨年は、介護福祉課が実施した「子どもの生活実態調査」にヤングケアラーに関わる質問項目を入れて、小学5年生以上へアンケートを行うことができた。これを受けて、ヤングケアラーの疑いがある児童生徒に対する支援を他部局と協力するための取組が始められたことを高く評価する。

○34 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用

スクールカウンセラー（SC）については、各校に県費で割り当てられた日数に加え、年間30日分の派遣費用を町で予算化し、年度初めや県費割り当て日数終了後もカウンセリングを受けられる仕組みを継続できた。そのことで、SCへの相談依頼に対応できた。スクールソーシャルワーカー（SSW）については、今年度も

吉岡中に2週に1回巡回指導が受けられた。いい取組が実践でき、成果の上がっていることに対して大変高く評価する。

○35 経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対する支援

援助を希望する保護者の申請に基づき教育委員会が認定し、学校生活に必要な費用の一部を援助した。実績は、準要保護148人、入学前支給申請者28人で認定者26人。就学援助を必要とする家庭に対してのモバイルルーターの貸し出し及び通信費の支援した。実績は10人。実績が、昨年度より増えている。支援が十分機能していると高く評価できる。

○36 生理の貧困対策

女子児童・生徒のいる就学援助認定世帯を対象に年間1人5,000円を上限に生理用品の購入補助を実施した。また、各校の保健室に生理用品を置き、必要な児童生徒に配付できるようにするとともに、気兼ねなく養護教諭に相談できるための張り紙等を女子トイレに掲示した。実際の活用率は低いものの生理の貧困に悩む児童生徒・その保護者の一助となっていることを高く評価する。

○37 障がいのある児童生徒がいる世帯に対する支援

吉岡町に住所を有し、町外の特別支援学校小学部又は中学部に在学する児童生徒の保護者に対して、援助を行った。実績は小学部15人、中学部1人である。

町単独事業で実施できていることを高く評価する。

○38 全児童生徒に対する給食費の一部助成

児童生徒1人当たり(950円×11か月=10,450円)の助成を実施できた。物価高騰に伴う食材費の増額に対し、給食費を上げずに町一般会計から負担した。この事業も高く評価するものである。

○39 学校給食費一部無償化事業(第3子以降給食費無料化)の実施

対象となる可能性のある児童生徒176人中、165人の児童生徒が承認された。未申請の保護者に通知を送付し、申請を促した。昨年度より申請や承認が増えていることから、いい事業が推進できていると高く評価する。

○40 自転車通学生徒に対するヘルメット購入費用助成

自転車通学をする生徒の安全を確保するため、自転車通学者用ヘルメットの購入に要する経費の一部補助を実施する事業で、指定のヘルメットを購入する際、その半額を補助金として学校へ助成できた。実績は122人分の170,800円である。命に関わることであり、大きな成果に結び付く効果の高い事業と高く評価する。

○41 通学バスの運行

上野原地区に居住し、町立小中学校に通学する児童・生徒の通学の利便性を向上させることを目的として通学バスを運行する事業で、登校時1便、下校時2便運行し、29人の児童・生徒が利用した。毎回終点降車場にて忘れ物等がないか必ず車内を見回り、帰庫後も車内消毒や清掃等を行いながら点検・確認を行い、児童の置き去り事故が起きないように細心の注意を払って運行できた。とてもよい事業と高く評価するものである。

使用対象区域外からの利用希望があることを踏まえ、区域の変更を検討するとともに、中学生の下校時を想定した運行については、必要に応じて運用方法見直し、効率性と利便性の向上をすることのだが、是非ともそれを進めてほしい。

○42 部活動全国大会等出場補助

例年、県大会、関東大会、全国大会へ出場する際に、交通費、宿泊費等の経費の補助を行っている。今年度は、遠方で開催される上位大会へ団体で参加する機会が多かったため、補助額も増となった。実績は、4,771,627円、16大会となった。これも吉岡町の特色として大変いい事業と高く評価する。

(5) 学校運営への支援

① 校務負担軽減のための支援と施策

校務負担軽減のための支援と施策として、学校支援員（事務補助員、検診等補助員、公仕等）の配置、部活動指導員の活用とスポーツエキスパート事業の実施、休日部活動の段階的な地域移行に向けた取り組み、以上を事業化していることを、大変高く評価する。今回、このことを「校務負担軽減のための支援と施策」としてまとめたことも高く評価する。

○43 学校支援員（事務補助員、検診等補助員、公仕等）の配置

明治小に事務補助員1名を配置、他の2校は、県費事務員2名を配置、保健室等検診補助員は明治・駒寄小学校に1名ずつ配置し、必要に応じて中学校の検診の補助も行った。公仕は各校に2名ずつを配置できた。学校規模に応じて県費の事務・養護教諭の数に差があるが、業務内容は大きな差がないため、学校支援員を配置し、配置数の少ない学校へのサポートをすることで、本務の職員の業務軽減が実現できた。公仕を2名配置することで、朝の早い時間から夕方遅くまで、公仕が必ず1名各校に常駐できる状況は、学校の環境整備・美化等に成果が出ている。大変いい事業と高く評価し、人材を確保して長く継続してほしい。

○44 部活動指導員の活用とスポーツエキスパート事業の実施

部活動指導員の活用とスポーツエキスパート事業として、外部指導者を選任・依頼して、年間を通じて部活顧問（教員）と一緒に、生徒の指導に当たった。実績は、部活動指導員9名、スポーツエキスパート14名（運動部10名、文化部4名）で昨年度よりかなり増えていることから、大変高く評価する。

そのことで、生徒の部活動に取り組む姿勢や態度、技能の向上に寄与することができ、更に、指導する教員の支援を行うことができた。また、休日部活動地域移行の指導者としても、その発掘にもなっている。

この事業は、成果も大きいところから大変高く評価する。

○45 休日部活動の段階的な地域移行に向けた取組

休日部活動の段階的な地域移行に向けた取組として、吉岡町部活動地域移行検討委員会の実施、部活動保護者代表者への地域移行の説明、兼職兼業制度の制定、指導者・生徒・保護者アンケートの実施、生徒向けの説明会の実施、吹奏楽部の地域移行準備完了、吉岡中体育館にスマートキーボックス設置、以上のように実に沢山

の意義ある実践ができた。そのことで、次のような多くの成果が出ている。

(ア)「地域の子供は、学校を含めた地域で育てる」という目標に向けて、地域と学校が連携・協働した取組を展開することができた。

(イ)地域スポーツ団体が、休日部活動の段階的な地域移行を前向きに捉え、可能な範囲で地域移行の取組を開始してくれている。

(ウ)推進計画の策定・公表や教職員・生徒向け説明会を通して、少しずつではあるが地域移行に関する周知・理解が進んだ。

(エ)すべての運動部活動は第2土日の地域移行が完了した。

(オ)群馬県では初めての兼職兼業制度の制定ができた。

平日指導者（顧問）と休日指導者（地域指導者）の指導方針のすり合わせ、保護者や地域住民の理解を得るための周知方法と場の設定、地域スポーツ指導者の研修会による質の向上など、課題が明確になっているので、その解決を図って、取組を充実させてほしい。

この取組は、他の市町村から注目され、成果も上げていることから賞賛に値する。

② 教職員の指導力の向上と服務規律の確保

町立小中学校教職員の全体研修会などを実施し、学力向上のための授業改善の研究や教育相談の理論と技法の修得などを進めるとともに、変化する教育課題に柔軟に対応できる資質を高めることができたことを高く評価する。また、教職員は信頼される学校づくりの基盤であることを意識するとともに、教職員が「吉岡町の職員である」という自覚を持ち続けられるよう、月例の校長会等で毎回確認し合うなど、服務規律の保持に努めることができたことを高く評価する。

○46 吉岡町教育研究所活動の推進と教職員の服務規律の確保

教育研究所については、各部において、google chat 等を活用した情報の共有や取組の検討を行うことで、参集型の取組の不便さを解消して、活動が活性化して、吉岡町教職員の資質向上を図ることができた。

服務規律の確保においては、各校ごとに「規律確保行動計画」を毎年内容を見直しながら作成し、これに基づき、校内研修や職員会議等を使って事例検討やセルフチェックなどを計画的に実施できた。このことで、服務規律の確保が推進できた。

この取組も成果が出ていることから大変高く評価するものである。

(6) 幼児教育との連携

① 幼児教育との連携

保育所・認定こども園、小学校と中学校の適切な連携ができ、小学校に就学するに当たり学校生活にスムーズに適応できるようになっていることを高く評価する。

○47 子育て支援ファイル『わが子と歩む』の活用

子供一人につき一冊無償で配布する子育て支援ファイル「わが子と歩む」を、各保育所やこども園に定期的な活用を促し、就学指導体制の確立や、家庭と園をつな

ぐ手立てとなったことは高く評価できる。ファイルの内容の見直しや、より効果的な活用方法の研究が望まれる。

○48 保育園及び幼稚園・認定こども園と小学校との連携

県コンサルテーション事業を活用し、就学児の様子や各園での取組を参観することで、就学時における支援や相談がスムーズに実施できた。このことは、高く評価するものである。

2 生涯学習・社会教育の推進

(1) 生涯学習の充実

① 文化センター施設・設備の改修・改善

文化センターは施設・設備の老朽化が進み、修繕や改善を必要とする箇所が年々増加していることから、個別施設計画に基づき、計画的な維持補修をすすめることができたことを高く評価する。

○49 計画的な施設整備

個別施設計画に基づき、文化センターの維持管理及び計画的な施設整備を進めるとともに段階的にトイレの洋式化を実施することができたことを高く評価する。

実績は、図書館空調リモートユニット交換修繕工事、オストメイトトイレ内ユニバーサルシート設置改修工事、文化センター図書館側1階女子トイレ洋式化修繕工事、エントランスホール天井漏水補修工事、ホワイエ漏水補修工事、インターロッキング補修工事、中央監視用PC更新修繕工事と沢山ある。文化センターの機能向上が図られ、来館者の満足度が高まった。

毎年、大変よい事業実施状況は賞賛に値する。

② 住民参加の学習講座の開設

地域人材の知識や技術を生かした講座を開設して、地域住民の受講を募ることにより、教えることや学ぶことを通して、生きがいをづくりを推進し、併せて学習機会の拡充と人材の育成活用を図ることができていることを大変高く評価する。

教育基本法の（生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

この教育基本法の生涯学習の理念が、正に具現化されている事業として賞賛に値する。

○50 よしおか手作り講座の開設

住民から講師・講座企画を募集する住民参画型事業であり、住民自身の知識や経験、特技等を広く生涯学習のために生かす機会を提供することができたほか、多様な学びの場を企画することができた。今年度は、町民から要望を受けた講師の方にお問い合わせの結果、応募者が多数となり、好評であった。受講生の対象者も町内、町外を問わなくしたので、幅広い地域からの応募があり、開講成立になった。

実績は、13講座の開講、講師数13人、参加総数130人、開催総日数57日、昨年度に比して50%近く増えた。大変高く評価する。

③ 文化センターの活用推進

芸術文化に関する住民ニーズに応じた芸術鑑賞ができる場であるとともに、文化協会をはじめ各種文化サークルが活動の成果を発表する場でもある文化センターの活用を図ることができたことを高く評価する。

○51 自主事業の充実

世代を問わず親しみやすい事業を行うことにより、舞台芸術の普及や伝統文化の継承発展及び地域文化の醸成を具体的に図る事業である。年6回の自主事業を実施できたことは、大変高く評価するものである。具体的には、第11回吉岡町美術作家作品展(来場者2,000名)、8/17 夏休み映画上映会(来場者336名)、8/13 大衆演劇公演「新星★劇団 山田ふぁみりー」(来場者400名)、1/13 冬休み映画上映会(来場者147名)、2/9 吉岡寄席(来場者500名)、3/20 春休み映画上映会)である。来場者が沢山いたことは素晴らしい。吉岡寄席は「林家つる子」が来てくれるなど大変な人気で、楽しみにしている人が多く見かけられる。

④ 自主グループの育成

住民が生涯にわたって学びをはじめとした様々な取組を進められるよう、各種教室講座などの参加者をもとにした自主グループの育成を図ることができていることを評価する。

○52 各種講座をベースとしたグループの育成支援

手作り講座や一般教養講座の参加者の意向を踏まえ、自主グループの育成を支援する事業で、今年は、新規グループは成立しなかった。生涯学習の充実では、大切な事業であり、継続をしてほしい。

(2) 地域社会の変化に対応する社会教育の推進

① 各年齢層に対応した学習機会の提供

子供から高齢者まで各年代を対象にした魅力ある講座や地域活動等に生かすことができる教室などを企画し、広く住民に対し、各年齢層に対応した学習機会を多く充実して提供できたことを大変高く評価する。全ての年齢層に対して学習機会が提供できていることが特によい。

○53 子育て教室『わくわく遊び』の実施

乳幼児・未就学児とその保護者が参加できる教室を開催し、子供の社会性を養うとともに、親同士の情報交換や悩み相談の場としても活用する事業で、月1回、全6回実施(5月～11月のうち)できた。会場は文化センター及び老人福祉センターで、延べ人数は115人(56組)であった。参加者が微減したものの事業が実施できたことを高く評価する。

○54 子ども向け及び親子体験講座の開催

幼児児童の知的好奇心を刺激するとともに、子どもの居場所づくりを目的として、子ども向け及び親子体験講座等を次に示すとおり沢山開催できた。

- (ア) 幼児・未就学児とその保護者を対象に「わくわくあそび」を実施し、参加延べ人数は115人であった。
- (イ) 町文化協会の押し花愛好会に依頼し「おしばな体験」を開催し、児童32人、保護者8人（見学）が参加した。
- (ウ) アクエル前橋にある tsukurun に依頼し「tsukurun 体験」を開催し、児童18人、保護者1人（付き添い）が参加した。
- (エ) 学校教育室と連携し、Google for Education の Google 認定トレーナーを講師とした「JIL's ブートキャンプ」を開催し、23人申込みをした。
- (オ) ぐんまこどもの国児童会館と連携した「やきもの体験」を開催し、児童23人、保護者5人（見学）が参加した。
- (カ) 県計量検定所と共催で「はかりの工作教室」を開催し、児童10人、保護者4人が参加した。
- (キ) SHAKICK OUTDOOR に依頼しテントを自分たちで組立ててみる「テントマスターになろう」を開催し、児童18人が参加した。
- (ク) 群馬県生涯学習センターと連携した「おもしろ科学教室」を7月と12月に開催し、延べ児童37人、保護者25人、未就学児1人が参加した

この講座は、家庭教育の視点からも大事な事業であり、工夫をして実施できたことを大変高く評価するものである。

○55 高齢者向け教養講座（エナジーカレッジ）の開催

高齢者に対して、教養の向上や健康増進等、社会生活やまちづくり活動に役立つ機会をより多く提供することを目的に、高齢者向け教養講座事業を実施する事業で、町内在住の60歳以上の方を対象に全5回の講座を開講し、8人の申込みがあった。

内容は、①“古代文化を手を感じる”ハニワ作り体験教室、②今から始めよう！フレイル予防のための実践運動～長寿社会を楽しく生きるために～、③AEDの使い方、④学んで実践！人生を変える食習慣、⑤オーラルフレイル予防で健康長寿、以上であった。現地ワークを取り入れて実施した。

この事業も、高く評価できるものである。ただ、昨年度と比べ、受講者数が大幅に減ってしまったことから、町民のニーズの把握に努め、多くの方に参加・満足してもらえる講座にしていくよう期待する。

○56 公民館主催による教養講座の充実

住民の学習ニーズに即し、教養の向上や健康増進等を図る機会を提供する事業で、次の講座を実施する。2月に「スマートフォンの使い方教室（入門編）」、3月に「いきいき健康教室」を計4回。健康や運動に関する講話を交えながら脳トレや筋トレ、ストレッチ等の実技を行う。

以上の講座は、住民の学習ニーズにあったものとなっていることを高く評価する。

○57 家庭教育学習機会の提供

家庭の教育力を高めるため、PTAや婦人会、子育て部局とも連携し、親への学びの機会を提供する事業で、他部署で保護者向けに同様の講座（ほめトレ講座）を実施しているため、今年度は開講しなかった。

社会教育の使命として、家庭の教育力を高める事業を工夫して実施することを期待する。

② 図書館活動の充実と読書推進

図書館活動の充実を図るとともに図書館ボランティアの協力による読み聞かせなどの読書推進活動が、吉岡町の教育の特色として充実して実施できていることを大変高く評価する。

○58 読書推進活動の充実

ブックスタート事業や読み聞かせなどの読書推進活動を行うとともに、図書館通帳の普及促進活動及び県立図書館などとの相互貸借事業に取り組んだもので、吉岡町の教育の特色として、とても充実していたと大変高く評価するものである。

(ア) ブックスタートや読み聞かせなどによる読書推進活動の充実では、様々な読書推進事業により、新たな利用者の拡大や読書の普及推進につなげることができた。

「吉岡町子ども読書活動推進計画（第2次）」にもあるブックスタート、巡回紙芝居、読み聞かせ、パネルシアター、スタンプラリーの実施で、乳幼児～小学生（子育て世代の父母）の図書館利用率は高い。「群馬県の図書館2024」で、県内公立図書館24館中、2位の貸出し実績である。

(イ) 図書館通帳は、令和3年度の導入事業であるが、興味関心を持って読書通帳を作っている。通帳の繰越利用者もいるため、読書意欲の促進につながっている。令和7年1月18日時点で累計1,984冊発行済み（新規269冊増、繰越284冊）である。

(ウ) 県立図書館などとの相互貸借事業の周知では、他の図書館の図書を町の図書館で借りることができ利用者の利便性を図ることができた。令和6年12月30日時点では、貸出204冊、借受207冊である。

学校の読書活動の充実のところで既に提言していることを改めて述べるが、吉岡町の図書館と学校との連携をお願いしたい。例えば、学校を吉岡町の移動図書館として、月に1度程度開館し、そのとき子供の読書相談（本のソムリエ的なこと）を推進することを提案する。また、図書館でも読書相談会（本のソムリエ的な活動）を期待したい。

○59 図書館ボランティアへの支援

図書館ボランティア「わらべの会」として、読み聞かせ、図書館内の環境美化、ブックスタートの3つのグループが、活動を行った。図書館では事務局を受けもつほか、補助金等の交付を行った。このことで、子供や幼児の読書推進活動を進めることができたことを高く評価する。「わらべの会」の新規会員を増やしたいところである。

③ 社会教育活動の推進

地域の課題解決や地域の活性化、住民の絆づくりにつなげるとともに、個人のニーズや社会の要請にこたえ地域住民一人一人が持つ資質や能力を高めることができる社会教育活動の推進に取り組む事業で、「社会教育委員活動の充実」と「社会教育主事資格の取得促進」で構成されている。充実していると高く評価する。

○60 社会教育委員活動の充実

町の社会教育を担う社会教育委員活動の充実を図る事業で、町社会教育委員会議を6月に開催、社会教育委員主催事業として『親子ウォークラリー大会』の開催し、準備会及び本番に従事した。今年度も準備会に吉中ボランティアに協力していただいた。社会教育委員主催事業を実施できることは賞賛に値する。

○61 社会教育主事資格の取得促進

地域の社会教育事業の企画・実施及び専門的な助言と指導を通し、地域住民の学習活動の支援を行う社会教育主事を養成する事業で、職員1名が取得見込みである。継続的に取得促進をしていることを高く評価する。群馬会場が開設され、オンラインと参集を組み合わせることができるため、受講しやすい体制が整っていることから、一層の取得促進を期待する。特に、コミュニティ・スクールを推進する吉岡町としては、教員の取得促進をお願いしたい。

(3) 青少年健全育成の推進

① 青少年活動と地域が支える健全育成

地域の催しへのボランティア参加を推奨するとともに、子どもたちが主体的にかかわる活動の充実や、青少年が参加しやすい文化・スポーツ活動などの機会創出を通して、青少年の社会参加を促進し、もって青少年の健全な育成を図る。また、社会から青少年に対して悪影響を及ぼす要因を取り除くため、家庭や学校、地域社会が一体となって、青少年の健全育成活動を支援する。このようなことをする事業で、「子ども会活動の充実」、「子ども交流事業の推進」、「各種ボランティア活動への参加促進」、「青少年健全育成活動の実施」で構成されている。

これも吉岡町の教育の特色として、とても充実した取組ができ、成果と効果が出ていることから、大変高く評価するものである。

○62 子ども会活動の充実

地域間交流や異年齢間の交流を通じて、子どもたちの社会性や協調性、リーダーシップの醸成に寄与する事業で、スポーツレクリエーション大会（スマイルボウリング）及び上毛かるた大会を開催できた。大会が充実して開催できたことを高く評価する。コミュニティ・スクールを推進する吉岡町としては、子ども会活動の充実が重要となるとして推進してほしい。また、子ども会単位でも大会に向けて練習を活発化してほしい。

○63 子ども交流事業の推進

自然体験・宿泊体験・社会体験活動を目的として大樹町との子ども交流事業である。今年は、大樹町側の受入れ体制が変わり、事業開始以来初めての冬の訪問となった。吉岡町の教育の特色として、事前研修、事後研修もするなど、内容が素晴

らしい事業で、大変高く評価する。

実施状況は、8月に公開抽選会、15人の定員に対し、町内小学5、6年生26人の応募があったため抽選を行った。10月の事前研修①で、当選者及び保護者に対し説明等を行った。12月の事前研修②で、参加児童に対して、何を目的として参加するのか、各児童がタブレットで作成し、発表した。1月の大樹町での本研修で、3泊4日の自然体験活動、宿泊体験を実施した。体験活動及び宿泊体験を通し、参加児童の自立心、協調性等を高めることができた。今回は都合により大樹町児童との直接的な交流はもてなかったが、吉岡町内2校の小学校の児童が同じ班として活動することで、新たなつながりを育むことができた。

今までは吉岡町から大樹町への訪問のみだったが、来年度は吉岡町での受入れを予定しており、以降隔年で訪問と受入れを実施していく。本事業を通して両町及び両町児童のつながりがより深められるよう内容等を検討しながら事業を継続していくとのことだが、そのようになるように期待する。

○64 各種ボランティア活動への参加促進

児童生徒が身近な社会に積極的にかかわる態度を培うことを目的として、教育委員会等が実施する行事へのボランティア受け入れを積極的に行うとともに、「吉中ボランティア」の拡充を図るものである。「吉中ボランティア」の活動の充実と活躍は、大変高く評価するものである。

吉中ボランティアは、町や自治会の求めに応じ、中学生が休日にボランティアとして地域貢献活動を行う活動である。生涯学習室（地域学校協働センター事務局）が、中学校と町・自治会を繋げる橋渡し役をした。町・自治会からのボランティア要請24件（二十歳のつどい、ふるさと祭り、資源ゴミ回収、運動会補助、花植活動等）、参加生徒は延べ約200人（1月20日現在）という実績である。

中学生が町や自治会の行事に参画することで、地域の大人と中学生の交流が図られるとともに、地域の活性化に繋がり、ボランティア活動に参加した生徒の自己肯定感や自己有用感を育むことができたことは、大変高く評価するものである。

コミュニティ・スクールを推進する吉岡町にとって大変素晴らしい取組であると賞賛するものである。これは、他地域から注目されるものになっている。

○65 青少年健全育成活動の実施

この事業は、青少年育成推進員による青少年の健全育成及び非行防止対策を推進するための活動を支援するとともに、各自治会が行う地域の健全育成のための活動をサポートするもので、(ア)吉岡町青少年育成会の活動と(イ)吉岡町青少年育成推進員連絡協議会の活動で構成されている。事業が継続実施されていることを高く評価する。

(ア)吉岡町青少年育成会の活動では、総会の研修会を通して、青少年の問題について理解が深まった。また、青少年健全育成会では、各地域における健全育成活動（花いっぱい運動、地域伝統行事への参加）を推進したことにより、「豊かな心」の育成と子どもを地域で見守る地域ぐるみの健全育成活動に繋げることができた。

(イ)吉岡町青少年育成推進員連絡協議会の活動では、健全育成標語は、学校との連携により子どもたちに青少年健全育成や非行防止について考える機会を与えることができ

た。ふるさと祭りを通して、子どもたちと交流をする機会を経験して、青少推メンバーの意識の高揚を図ることができた。駅頭キャンペーンは、マナー遵守や非行防止啓発のほか、高校生の実態把握に効果のある活動であるとともに、青少推の存在を周知する活動となった。夜間青色パトロールを実施することで、危険箇所やたまり場の把握等、非行の未然防止につなげることができた。

以上のように、充実した活動ができ、成果が出ていることを大変高く評価する。

(4) 人権教育の推進

① 人権教育啓発資料の作成と学習機会の提供

人権を尊重し、お互いに認め合う心を育て、一人一人が尊重される差別や偏見のないまちづくりを目指すために、人権発表会や人権作文集とともに、人権に関わる研修等を通して住民の人権意識の高揚に努める事業で、継続して実施されていることを高く評価する。

○66 人権発表会の開催と人権啓発資料の作成

「人権尊重の理念」を正しく認識し、差別や偏見のない明るい町づくりを目指して、人権発表会を開催するとともに、人権作文集を町内全世帯に毎戸配布し、人権教育の推進を図る事業で、「吉岡町人権教育推進協議会の活動」として実施される。

具体的には、総会での講演「人権教育の推進について」実施、人権ビデオ視聴・活動の協議・情報交換の実施、中部地区人権教育指導者研修会に3人参加、視察研修（前橋刑務所）18人参加、人権発表会の開催（小中学生による人権作文の発表、吉岡中本部役員による町子ども会議の報告、人権擁護委員・吉岡町手話サークルの発表、人権作文集に掲載される児童生徒の表彰（延べ129名）、人権ポスター作品展示である。

人権作文集「明るい吉岡町」では、児童・生徒55人の作文、中学生の標語48人、人権教育推進協議会委員10人の作文、一般応募1人の作文、人権教育推進協議会の活動・各学校の人権教育紹介のほか、各校4枚、計12枚の人権ポスターを掲載した。

大変充実した活動が継続してできていると賞賛に値する評価である。

3 文化・スポーツ

(1) 伝統文化の保存と活用

① 文化財の保護と活用

町内の文化財や歴史資産を後世に伝えるため、文化財・歴史資産・地域資源の保護・保存に取り組み、文化財センターを拠点に、町内の文化財や歴史資産について整理を進めるとともに、郷土への理解と郷土愛の醸成を図るため、文化財に関する情報発信に取り組む事業で、「文化財保護のための支援」と「文化財センター情報発信事業の推進」で構成されている。着実に継続的な取組で高く評価できる。

○67 文化財保護のための支援

文化財の保護活用に要する経費について補助金を交付するとともに、郷土芸能の

振興、保存及び育成並びに後継者の養成等を行う団体等に対し補助金を交付する事業で、(ア)郷土伝承芸能団体に補助金を交付、(イ)町指定文化財の森田家住宅と三宮神社本殿の補修工事に対し補助金を交付、(ウ)群馬県と協力し、町内の美術工芸品調査、(エ)住民所有の古文書調査、(オ)町内所在の古老名木調査、以上の多くのことを実施した。

大事な事業として、着実に継続的、計画的な取組で高く評価する。

○68 文化財センター情報発信事業の推進

町所在・所有の文化財を広く周知させ、住民全体の文化財愛護の意識高揚を図るとともに、その重要性を周知することを目的として文化財紹介動画を作成するなど、文化財に関する情報発信を行うとともに。全国でも数例しかない正八角形墳である県指定史跡三津屋古墳について、国指定史跡をめざす事業で、次に示す多くの取組がなされたことを大変高く評価する。

- (ア)文化財センター企画展「吉岡町の鬼面石宮～鬼のお面がついたお宮～」の実施
- (イ)文化財紹介動画「佐渡奉行街道と大久保宿」を作成、3月YouTubeで配信予定
- (ウ)8月7日(水)、夏休み子どもときめき講座と連携し、「ミニ円筒ハニワ作り体験」を実施し、小学生25名が参加。
- (エ)9月11日(水)、吉岡中学校の職場体験学習の受け入れを行った(3名)。
- (オ)11月30日(土)、「南下古墳群公開デー」を実施し、41名が参加。
- (カ)12月15日(日)、社会教育委員主催事業「親子ウォークラリー」と連携し、土器に触れられる体験を行った。
- (キ)三津屋古墳の国指定に向け、他市町村の事例収集を行い、文化庁・群馬県文化財保護課からの指導を受けた。

この以上のように吉岡町の魅力度向上に結び付くいい事業が実施できたと大変高く評価し、賞賛に値する。

(2) 芸術・文化の振興

① 芸術・文化活動の支援

芸術や文化に触れる機会とともに、住民自らが芸術・文化活動を実践する機会の充実を図る事業で、「町民文化祭の開催」と「文化協会への支援活動」で構成されている。着実に、継続的な取組ができていることを高く評価する。

○69 町民文化祭の開催

芸術文化に対する理解と認識を高め、文化の香り豊かな町づくりを目指し町民文化祭を開催する事業である。

文化協会に業務委託し、開催し、(ア)発表部門は、開催式・伝統芸能発表会／芸能発表会／歌謡祭／舞踊発表会／能楽愛好会発表会／吟剣詩舞道大会、(イ)展示部門は、展示会／園児児童生徒作品展覧会、(ウ)大会部門は、囲碁将棋大会、以上で実施できた。多くの町民が来場し、町の文化振興、普及に寄与することができ、普段の練習、制作の成果を披露することで文化協会にとっても活力となったことなど、多くの成果を残したことを高く評価する。文化協会への登録団体が増えることを期待

する。加えて、「吉岡かるた大会」の再開を提案する。

○70 文化協会への活動支援

無形文化財の保存及び文化団体の育成並びに相互の連帯を保ち、芸術文化の高揚を図ることにより住民の生活に活気と潤いをもたらすことを目的として活動する文化協会に対して支援を行う事業である。

文化祭の開催、万葉歌碑の清掃を行った。文化協会だより（第38号）の発行、視察研修を予定している。文化団体登録数71団体（6分野）、登録会員数925人である。活動が継続してきたことを評価する。

文化協会への活動支援は、大切な事業として継続してほしい。

（3）生涯スポーツの振興

① スポーツ・レクリエーション活動の推進

各種スポーツ大会・教室の開催などを通じて、定期的にスポーツ活動に親しむ町民を増やすとともに、スポーツ振興を目的に活動しているスポーツ関係団体への支援を行う事業で、「生涯スポーツの普及支援」と「スポーツ少年団活動の充実」で構成されている。着実に、継続的な取組のできていることを高く評価する。

○71 生涯スポーツの普及支援

誰もが気軽にスポーツに参加できる取組みを進めるとともに、各種スポーツ大会・教室等の開催等、町内のスポーツ振興に取り組むスポーツ協会及びスポーツ推進委員の活動を支援する事業である。

スポーツ推進員活動の充実は、令和6年度関東スポーツ推進委員研究大会千葉大会（6月7日・8日）に参加し、関東近県から参加されたスポーツ推進委員とともに講演及び軽スポーツ等の体験実施交流を図った。また、スポーツレクリエーションフェスティバル in 吉岡、町民ミニバレー大会、町民ハイキングは中止となるものの、よしおかふるさと祭りにおける『軽スポーツスタンプラリー』は、200名以上の参加があった。2月には、『ユニバーサルスポーツ教室』を開催した。

中止となった行事の再開を期待する。

○72 スポーツ少年団活動の充実

スポーツを通して青少年の健全育成に資することを目的に活動するスポーツ少年団の活動を支援することで、町内スポーツ少年団活動の活性化を図るとともに、休日部活動の地域移行に向けた受け皿として体制づくりを進める事業である。

団紹介や日本スポーツ少年団団員綱領を音読する結団式を開催し、結団式後に陸上教室を実施した。また、部活動及びスポーツ少年団に加入している吉岡中学校生徒における経済的負担の軽減及びスポーツ少年団で指導する指導者の養成・育成を図るために、吉岡町部活動地域移行に係る交付金交付要綱を運用している。加えて、各単位団の活動については、定期活動及び競技大会参加等の取組を行った。

単位団数は10団、指導者数は40名、団員数は400名である。

大変充実した内容のあることがなされたことを高く評価する。学校部活動の地域移行に向けて、スポーツ少年団活動の充実は大変大切な事業になっている。

② スポーツ施設の整備・維持管理

スポーツに取り組みやすい環境を町民に提供するため、スポーツ施設の整備・充実に努めるとともに、老朽化した施設・設備については、個別施設計画に基づき、計画的な対応を行い、八幡山グラウンド整備に関する基本計画の見直しに取り組む事業で、「計画的な施設整備」と「八幡山グラウンド整備計画の見直し」で構成されている。着実に計画的・継続的な取組を高く評価するものである。

○73 計画的な施設整備

老朽化対応及び利便性の向上を図ることを目的として、社会体育施設の個別施設計画に基づき維持・管理・補修工事を実施する事業である。具体的には、次のとおりで、多くの計画的な施設整備ができたことを高く評価する。

- (ア) 各社会体育施設の修繕工事を実施した。
- (イ) 施設の老朽化が進んでいる設備のうち、重要度の高い設備から交換改修工事を実施した。
- (ウ) 町民テニスコート防球・防砂ネット張替工事を実施することにより、快適性を改善した。
- (エ) 町民グラウンド手足洗い場補修工事を実施し、利用者の環境改善を図った。
- (オ) 八幡山テニスコート電撃殺虫器更新工事を行い、利用者の快適性向上を図った。

○74 八幡山グラウンド整備計画の見直し

八幡山グラウンド基本計画策定支援業務報告書を基に、財源を含めた整備計画の精査及び検討を実施して具体的な整備計画の方針決定に向け三役及び教育委員会事務局との間で話し合いが行われた。

着実に、計画的・継続的に取り組まれていることを高く評価する。

B 教育委員会の活動

1 教育委員会会議の開催状況

年12回の定例委員会と1回の臨時委員会が開催された。その内容をみると、法令に基づく重要事項の審議と決定に加え、その他の事項に関する協議が行われている。毎回、相当な時間を要する濃密な会議が行われていたことが分かる。教育行政における重要事項や基本方針などを決定し、具体的事務の執行に繋げることを役割とする教育委員会の機能が存分に発揮されていたものと高く評価できる。また、昨年からは傍聴を可能にし、今年は傍聴人の実績が0人あったが、議事録をホームページに掲載しているところが、高く評価される。さらに、令和6年9月の定例会から委員へ情報端末を貸与し、Googleのクラスルームを活用したペーパーレス会議を始めたことも大変高く評価できる。

2 教育委員会会議以外の活動状況

国指定特別史跡のある埼玉古墳群及び埼玉県立さきたま史跡の博物館への視察を実施することができた。市町村教育委員会連絡協議会主催の新任教育委員研修会、町村教育長会主催の教育長・教育委員合同研修会へ参加できた。また、定例会終了後、教育委員協議会を実施し、各委員が順に座長となりテーマ（「中学校の校則」「ヤングケアラー」「更生保護」「今後の学校課題」「CAP」「学校の働き方改革」）を提示して協議を行った。このように、今後の方針の策定に生かす活動ができたことは大変高く評価できる。

C 総括

令和6年度吉岡町教育委員会の点検・評価対象のものについて、担当者による点検・評価票（個票）を基に、聞き取り及び現地調査も実施し、意見を述べさせていただいた。

教育に関する事業の遂行には、何よりも継続性と安定性、更には発展性が求められる。その意味を踏まえて、今年度の吉岡町教育委員会の事業を概括すると、多くの事業で高く評価するものであった。その中でも、特に、学校教育施設・ICT環境の整備充実、社会教育施設・設備の整備充実、ICT環境を活用した「考えて行動できる人」の育成の教育実践、学校運営協議会の充実と地域に開かれた学校づくり、地域学校協働センターの活動支援、新規事業の「ひばりの家」、「大樹町との交流」など社会教育関係事業の充実、点検評価を生かした事業の実施など、極めて良好であったと大変高く評価できる。

これも、担当者の点検・評価票（個票）にも明らかなように、どの事業においても堅実で充実した実施がなされ、第6次吉岡町総合計画に掲げた「紡ぐ3「学びのまち・吉岡」の推進」を基にする「吉岡町教育大綱」（5年間）の3年目の事業実績として申し分のない成果が得られたと判断している。

同時に、こうした成果の裏には、担当者の多くの尽力があり、それを支える関係者の理解と献身的な協力があったものと、感謝申し上げるものである。

その意味から、吉岡町当局と教育委員会そして各事業に関わった多くの方々の今年度1年間の御尽力及びその熱意に対して敬意を表し、結びとする。